

有価証券報告書

(第139期)

平成30年4月1日
平成31年3月31日

株式会社高知銀行

E03664

目次

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
2. 事業等のリスク	8
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
4. 経営上の重要な契約等	26
5. 研究開発活動	26
第3 設備の状況	27
1. 設備投資等の概要	27
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	29
第4 提出会社の状況	30
1. 株式等の状況	30
(1) 株式の総数等	30
(2) 新株予約権等の状況	36
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	36
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	36
(5) 所有者別状況	37
(6) 大株主の状況	37
(7) 議決権の状況	39
(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	40
2. 自己株式の取得等の状況	42
3. 配当政策	43
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	44
第5 経理の状況	63
1. 連結財務諸表等	64
(1) 連結財務諸表	64
① 連結貸借対照表	64
② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	66
③ 連結株主資本等変動計算書	68
④ 連結キャッシュ・フロー計算書	70
⑤ 連結附属明細表	114
(2) その他	114
2. 財務諸表等	115
(1) 財務諸表	115
① 貸借対照表	115
② 損益計算書	117
③ 株主資本等変動計算書	118
④ 附属明細表	127
(2) 主な資産及び負債の内容	128
(3) その他	128
第6 提出会社の株式事務の概要	129
第7 提出会社の参考情報	130
1. 提出会社の親会社等の情報	130
2. その他の参考情報	130
第二部 提出会社の保証会社等の情報	131

[監査報告書]

[内部統制報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年6月26日
【事業年度】	第139期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 森下 勝彦
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【電話番号】	高知（088）822-9311（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営統括部長 吉村 卓浩
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町3丁目10番7号 株式会社高知銀行東京事務所
【電話番号】	東京（03）3865-1781
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 遠賀 正典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社高知銀行松山支店 （愛媛県松山市南堀端町5番地5） 株式会社高知銀行東京支店 （東京都千代田区岩本町3丁目10番7号） 株式会社高知銀行徳島支店 （徳島県徳島市東船場町2丁目32番地） 株式会社高知銀行大阪支店 （大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号） 株式会社高知銀行高松支店 （香川県高松市築地町16番17）

（注）徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日)	(自 平成29年 4月1日 至 平成30年 3月31日)	(自 平成30年 4月1日 至 平成31年 3月31日)
連結経常収益	百万円	25,873	25,114	24,155	23,551	23,185
連結経常利益	百万円	5,263	3,606	3,156	2,980	1,903
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,922	3,012	2,206	1,747	964
連結包括利益	百万円	7,182	2,798	1,551	2,400	227
連結純資産額	百万円	68,523	70,863	71,967	73,867	73,653
連結総資産額	百万円	1,051,033	1,055,705	1,092,427	1,114,907	1,096,172
1株当たり純資産額	円	500.99	523.01	5,323.28	5,521.73	5,492.97
1株当たり当期純利益	円	36.56	27.64	198.32	154.30	77.02
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	19.28	14.83	95.14	80.02	38.49
自己資本比率	%	6.27	6.45	6.33	6.36	6.44
連結自己資本利益率	%	6.25	4.49	3.21	2.49	1.36
連結株価収益率	倍	4.73	4.19	6.60	8.43	10.51
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	17,828	△1,010	26,874	19,187	△20,315
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△1,290	△2,010	△7,439	△4,084	10,291
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△526	△467	△458	△505	△442
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	46,187	42,698	61,675	76,272	65,806
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	924 [256]	914 [265]	911 [264]	890 [270]	865 [276]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成29年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。

「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、平成28年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定して算出しております。

3. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第135期	第136期	第137期	第138期	第139期
決算年月		平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月	平成31年 3 月
経常収益	百万円	19,962	18,838	18,278	18,123	17,311
経常利益	百万円	4,883	3,365	2,883	2,695	1,719
当期純利益	百万円	3,800	2,928	2,113	1,648	900
資本金	百万円	19,544	19,544	19,544	19,544	19,544
発行済株式総数						
普通株式	千株	102,448	102,448	102,448	10,244	10,244
第1種優先株式		75,000	75,000	75,000	7,500	7,500
純資産額	百万円	64,547	66,682	67,522	69,149	68,786
総資産額	百万円	1,041,445	1,045,667	1,082,187	1,103,805	1,085,214
預金残高	百万円	906,202	901,642	900,057	920,766	902,030
貸出金残高	百万円	675,254	682,320	688,750	695,143	698,420
有価証券残高	百万円	309,037	307,979	313,285	314,468	304,272
1株当たり純資産額	円	486.69	507.65	5,155.50	5,337.65	5,302.38
1株当たり配当額						
普通株式	円 (円)	2.50	2.50	2.50	16.00	25.00
(内1株当たり中間配当額)		(1.00)	(1.00)	(1.00)	(1.00)	(10.00)
第1種優先株式		2.840	2.768	2.568	15.718	24.720
(内1株当たり中間配当額)		(1.136)	(1.107)	(1.027)	(0.982)	(9.888)
1株当たり当期純利益	円	35.35	26.81	189.15	144.49	70.72
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	18.68	14.41	91.13	75.46	35.95
自己資本比率	%	6.19	6.37	6.23	6.26	6.33
自己資本利益率		6.19	4.46	3.15	2.41	1.30
株価収益率	倍	4.89	4.32	6.92	9.01	11.45
配当性向	%	7.07	9.32	13.22	17.30	35.35
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	人	878 〔135〕	871 〔142〕	871 〔137〕	852 〔140〕	825 〔147〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	%	111.8 (130.7)	77.1 (116.5)	88.2 (133.7)	89.3 (154.9)	59.6 (147.1)
最高株価	円	194	187	158	1,478 〔136〕	1,321
最低株価	円	126	103	94	1,250 〔119〕	698

(注) 1. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第139期（平成31年3月）中間配当についての取締役会決議は平成30年11月9日に行いました。

3. 平成29年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。
「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、第137期（平成29年3月）の期首に当該株式併合が実施されたと仮定して算出しております。

4. 平成29年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第138期（平成30年3月）の普通株式の1株当たり配当額16.00円は、中間配当額1.00円と期末配当額15.00円の合計となり、中間配当額1.00円は株式併合前の配当額、期末配当額15.00円は株式併合後の配当額となります。
- また、第138期（平成30年3月）の第1種優先株式の1株当たり配当額15.718円は、中間配当額0.982円と期末配当額14.736円の合計となり、中間配当額0.982円は株式併合前の配当額、期末配当額14.736円は株式併合後の配当額となります。
5. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
7. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第138期の株価については、株式併合後の最高・最低株価を記載し、株式併合前の最高・最低株価は[]にて記載しております。

2 【沿革】

昭和5年1月20日	高知無尽株式会社設立
昭和26年10月20日	株式会社高知相互銀行に商号変更
昭和35年10月6日	高知市堺町に現本社社屋完成、本店移転
昭和40年7月1日	大阪支店開設
昭和47年5月29日	高知市本町に事務センター完成
昭和48年12月5日	株式会社高財社設立
昭和49年4月26日	東京支店開設
昭和49年10月1日	オーシャンリース株式会社設立
昭和50年7月7日	オンライン稼働開始
昭和50年10月1日	東京事務所設置
昭和51年3月1日	外国為替業務開始
昭和54年8月22日	株式会社高銀ビジネス設立
昭和61年10月24日	海外コルレス業務開始
昭和62年8月18日	株式会社高知ジェーシービー設立
平成元年2月1日	普通銀行に転換し株式会社高知銀行に商号変更
平成元年8月18日	株式会社高銀ファイナンス設立
平成9年4月1日	株式会社高銀システムサービス設立
平成12年12月12日	株式会社高知ジェーシービーは、株式会社高知カードに商号変更
平成15年4月28日	株式会社高銀ファイナンス清算登記完了
平成16年4月1日	株式会社高財社と株式会社高銀ビジネスが合併（存続会社：株式会社高銀ビジネス）
平成16年10月1日	株式会社高銀システムサービスと株式会社高銀ビジネスが合併（存続会社：株式会社高銀ビジネス）
平成18年3月1日	東京証券取引所市場第二部に上場
平成25年11月20日	東京証券取引所市場第一部に銘柄指定
平成28年4月1日	こうぎん地域協働投資事業有限責任組合設立

3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行、当行の連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店71店等においては、預金業務、貸出業務、為替業務等を行っております。地域に密着した営業活動を展開しており、当行グループ（当行及び連結子会社）の中心となる業務であります。

また、連結子会社である株式会社高銀ビジネスにおいては店舗警備等業務、現金整理・物品販売等、銀行業務に付随した業務を行っております。連結子会社であるこうぎん地域協働投資事業有限責任組合は投資業務を行っております。

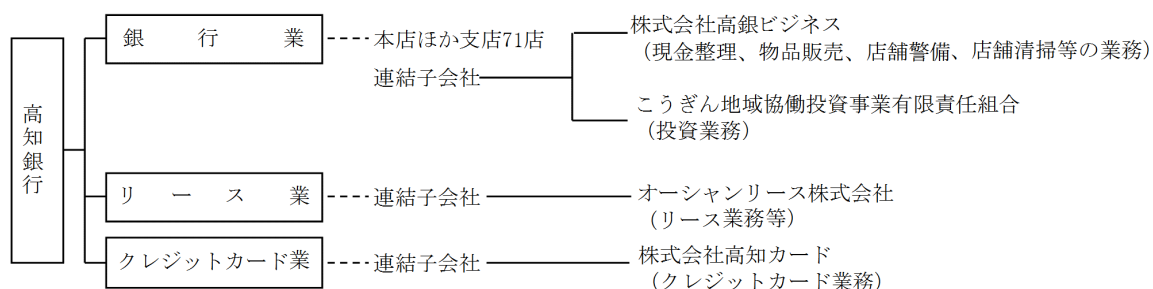
〔リース業〕

連結子会社であるオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

〔クレジットカード業〕

連結子会社である株式会社高知カードにおいて、クレジットカード業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は受入出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 株式会社高銀ビジネス	高知県高知市	10	銀行業	100 (-) [-]	1 (1)	-	預金取引関係 業務委託取引関係	建物の一部を賃貸借	-
こうぎん地域協働投資事業有限責任組合	高知県高知市	600	銀行業	-	- (-)	-	預金取引関係	-	-
オーシャンリース株式会社	高知県高知市	20	リース業	45.0 (-) [20.0]	- (-)	-	リース取引関係 預金取引関係 金銭貸借関係	建物の一部を賃貸借	-
株式会社高知カード	高知県高知市	20	クレジット カード業	42.5 (37.5) [37.5]	- (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社はありません。
4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。
6. 上記のうち、オーシャンリース株式会社は連結財務諸表の経常収益に占める連結子会社の経常収益（連結子会社相互間の内部収益を除く。）の割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等	経常収益	5,595百万円
	経常利益	146百万円
	当期純利益	66百万円
	純資産額	3,909百万円
	総資産額	12,147百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成31年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	クレジットカード業	合計
従業員数（人）	851 [261]	8 [8]	6 [7]	865 [276]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり嘱託及び臨時従業員278人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員は、[]内に当連結会計年度の平均人員を外書きで記載しております。
3. 嘱託及び臨時従業員には、派遣社員は含んでおりません。

(2) 当行の従業員数

平成31年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
825 [147]	40.6	17.7	5,278

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり嘱託及び臨時従業員152人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 嘱託及び臨時従業員は、[]内に当事業年度の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行では従業員組合は組織されております。

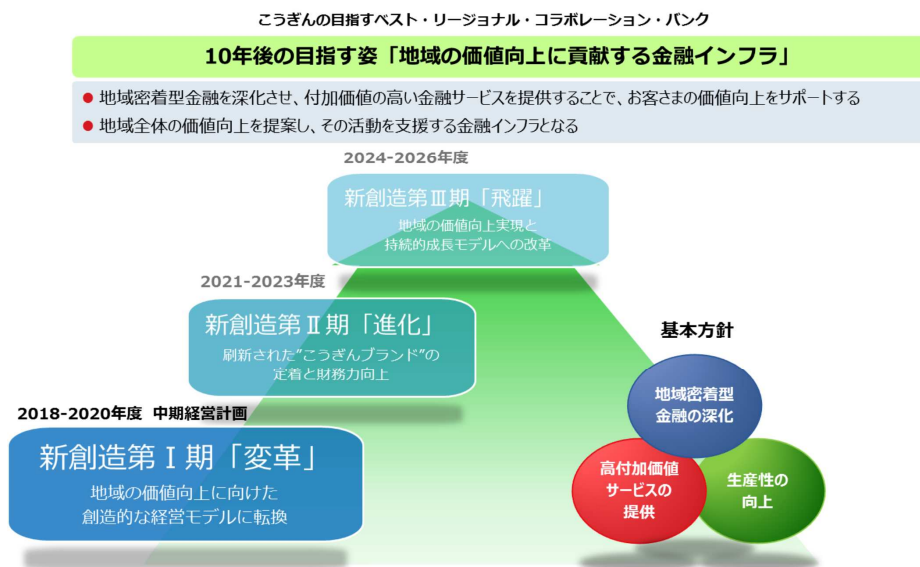
第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当行は、「熱意」「調和」「誠実」の経営理念のもと、3年間（2018年度～2020年度）を計画期間とする中期経営計画「こうぎん新創造 第Ⅰ期：変革」において、10年後に目指す姿を以下のとおりとしております。

10年後の目指す姿



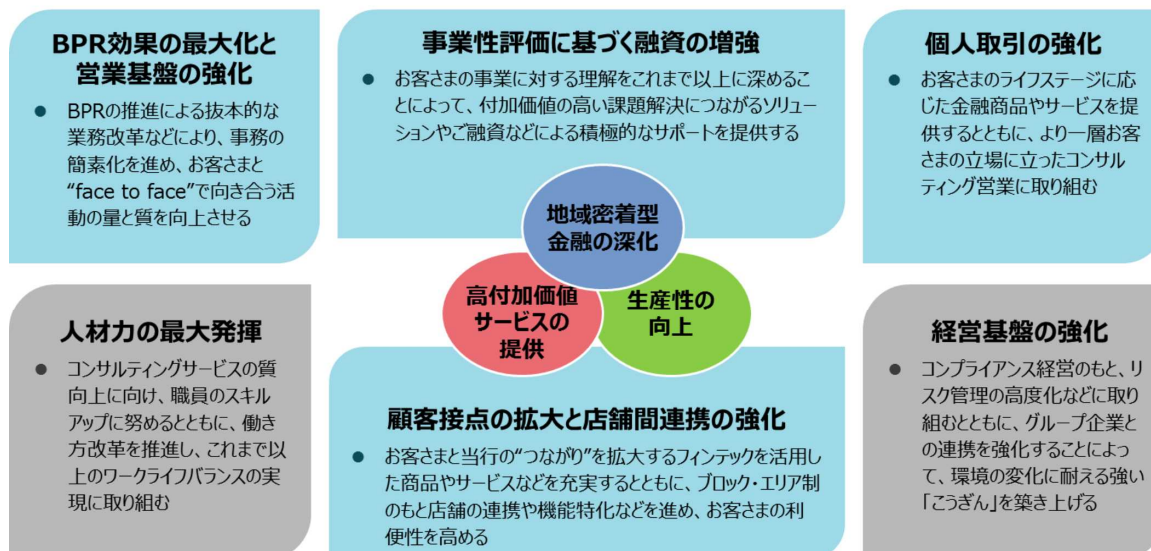
「ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク」として、地域の発展のために地域とともに最も汗を流し、地域になくてはならない金融インフラとなり、お客さまから将来にわたってベストパートナーとして認知していただける銀行を目指してまいります。

(2) 中期経営計画における基本方針と基本戦略

10年後の目指す姿を実現するための中期経営計画における基本方針を「地域密着型金融の深化」、「高付加価値サービスの提供」、「生産性の向上」としています。これら3つの基本方針に基づき、6つの基本戦略を掲げて、こうぎん新創造第Ⅰ期の「変革」の実現に向けて取り組んでまいります。

本中期経営計画（新創造第Ⅰ期）の基本戦略

- 新創造第Ⅰ期「変革」は、「地域の価値向上に向けた創造的な経営モデルへの転換」が目標
- あるべき姿に向けた基本方針の下、6つの基本戦略を推進



こうぎん新創造 第Ⅰ期の施策一覧

営業戦略					経営基盤戦略	
地域密着型金融の深化	重点戦略①	重点戦略②	個人取引の強化	重点戦略③	重点戦略④	経営基盤の強化
	BPR効果の最大化と営業基盤の強化	事業性評価に基づく融資の増強		顧客接点の拡大と店舗間連携の強化	人材力の最大発揮	
	営業人員の増強	顧客セグメンテーション別戦略の構築		営業区域の特性に応じた店舗機能への特化	人材の活用	こうぎんブランドのさらなる浸透
	IT化促進とFinTech活用の基盤拡充	付加価値提供のプラットフォーム構築 事業性評価の強化			人材の育成	グループガバナンスの強化
高付加価値サービスの提供			ライフステージに応じた金融商品の提供			
生産性の向上	業務効率化の推進	独自ベンチマークと業績評価基準の設定	Web取引の拡張	組織連携の最適化	働き方改革の推進	財務基盤の強化

(3) 経営環境

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日）の日本経済は、企業収益は高い水準で推移し、設備投資は増加したほか、雇用・所得環境の改善に支えられ、個人消費は持ち直しが続くなど、全体では緩やかに回復しました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、個人消費は一部に弱い動きがみられたものの、全体では底堅く推移し、生産活動は業種によってバラツキはあるものの徐々に持ち直しているほか、雇用・所得環境の改善も継続しており、全体では緩やかに回復しつつあります。しかし、一方では少子高齢化の進展による人口の減少や地域間格差の拡大など様々な課題を抱えております。

(4) 対処すべき課題

少子高齢化・生産年齢人口の減少に伴い、地域経済の縮小が進行するなど、社会構造が大きく変化するなか、フィンテックの進展を背景にIT企業等の相次ぐ金融サービスへの参入や異次元金融緩和策の長期化の影響を受け、地域金融機関を取り巻く環境は厳しさを増しております。

こうしたなか、当行はお客さまの事業や課題に関する情報を収集・分析し、お客さまと将来のビジョンを共有して、より精度の高いソリューションを提供し、地域経済の活性化に資する取り組みを継続していくことこそが、地域金融機関にとって最も重要な使命であると考えております。そして、この取り組みによって創造される経済循環を収益機会につなげ、経営基盤を一層強固なものとすることによって、急速に変化する経営環境に適時適応していく所存であります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当行グループが判断したものであります。

当行及びグループ各社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

(1) 地元の経済状況について

当行は、本店を高知県におき、四国島内の他3県のほか、東京都、大阪府、岡山県で営業展開しておりますが、営業の主要な基盤は高知県であります。地元の高知県は、相対的に公共投資への依存度が他県に比べ高く、経済規模も小さいことから、日本経済はもとより、地元経済の悪化が当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 信用リスクについて

① 不良債権について

貸出先の経営状況の変化や景気動向、とりわけ経営基盤としている高知県の景気動向によっては、当行の不良債権が増加する可能性があります。なお、当行は不良債権への対応を経営の主要課題と位置付け、その処理を進めておりますが、その過程で想定以上の処理費用が発生する可能性があります。

② 貸倒引当金について

当行は、貸出先の状況、担保・保証の価値及び過去の貸倒実績率等に基づいて、貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積り等と乖離し、貸倒引当金を超える可能性があるとともに、経済環境の悪化、担保価値の下落又はその他予期せぬ事由により設定した見積り等を変更せざるを得なくなり、貸倒引当金の積み増しが発生する可能性があります。

③ 業種別貸出状況について

個人向けのほか、不動産・物品貸業等への貸出金は増加しましたが、地方経済においては景気の回復感は乏しく、厳しさは継続しております。当行は、貸出先の業種分散・小口分散を図るとともに、困難な経営状況にある中小企業等に対し事業再生に向けた取組みを強化しておりますが、経営改善・再建が奏功しない場合には、企業の倒産が新たに発生する可能性があります。

(3) 市場リスクについて

① 金利リスクについて

資金運用手段である貸出金の貸出金利、債券投資等の利回り、資金調達手段である預金の金利は市場金利の動向の影響を受けております。これらの資金運用と資金調達との金額又は期間等のミスマッチが生じている状況において、予期せぬ金利変動が生じた場合、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 有価証券の価格変動リスクについて

当行は、資金の運用効率を高めるため、有価証券運用を重視しております。有価証券運用に当たっては年度毎に取締役会で方針を決定し、また運用ポジションの限度額やロスカットルールを半期毎に定め、厳格なリスク管理を行っております。これらの保有有価証券は、金利上昇等の市場の変動や発行体の信用状況の変化によって、価格が低下する可能性があります。また、大幅な価格下落が継続する場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、当行の経営成績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 流動性リスクについて

当行は、資金の大半を預金により調達しておりますが、予期せぬ預金の流出等によって、資金繰りに支障を来し、あるいは通常よりも割高な金利での調達を余儀なくされることにより、損失を被る可能性があります。

(5) オペレーショナルリスクについて

① 事務リスクについて

当行は、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、証券・保険などの業務も行っており、こうした業務毎に規程・事務取扱要領・マニュアル等を定め、事務の厳正化に努めておりますが、故意又は過失等による事務事故が発生し、損失を被る可能性があります。

② システムリスクについて

当行は、コンピュータシステムの安全稼動に万全を期すとともに、外部からの不正アクセスや情報漏洩の防止等セキュリティ対策を講じておりますが、当行及び外部のコンピュータシステムに障害が発生した場合は、業務に制限が加わる可能性や当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 法務リスクについて

当行は、主に予防法務に重点を置き、弁護士等の専門家や部署間との連携を行いながら、リスクの極小化に努めておりますが、法令違反や不完全な契約締結といった法律上の問題を原因として、損失あるいはトラブル等が発生する可能性があります。

④ 風評リスクについて

当行は、「風評リスク発生時の緊急時対応計画（コンティンジェンシープランⅡ）」を制定し、風評リスク発生時に適切に対応策を講じるよう体制の整備を行っておりますが、銀行業界及び当行に対するネガティブな報道や悪質な風評が流布された場合には、その内容の正確性にかかわらず当行の業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自己資本比率について

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、単体及び連結自己資本比率を銀行法で定められている国内基準の4%以上に維持する必要があります。当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることになります。

(7) 繰延税金資産について

当行は、税効果会計を適用し、繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得見積額の変更等により、当行が繰延税金資産の一部または全部の回収が困難であると判断した場合、当行は繰延税金資産を取り崩すことになり、その結果、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 退職給付関係について

退職給付債務を計算する前提となる割引率等の基礎率を変更した場合、又は退職給付水準の改定等により、退職給付費用が増加する可能性があります。

(9) 固定資産の減損会計について

平成18年3月期から固定資産の減損に係る会計基準が適用されており、当行におきましても減損会計を適用しております。今後の事業年度においても、地価の下落等により、当行が所有する固定資産に減損損失が発生する可能性があり、それにより当行の業績は影響を受ける可能性があります。

(10) お客さま情報の管理について

当行は、業務の運営に際して、多数の個人情報をはじめとするお客さまの情報を取得し、利用しております。当行は、個人情報保護法に定められる個人情報取扱事業者として、当該法令に基づき個人情報の利用目的の公表又は通知、個人データの安全管理、本人からの保有個人データの開示請求、個人情報の苦情処理等の対応を行うなど、お客さま情報の管理体制を構築しておりますが、将来において、お客さま情報の漏洩等、法令に反した場合は、主務大臣からの勧告及び命令、罰則規定の適用を受けるほか、当行への損害賠償請求や信用の低下等により、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 当行のビジネス戦略が奏功しないリスクについて

当行は、収益拡大を図るため、中小企業向け貸出及び個人向け貸出の増大や投資信託等の販売強化など、多様なビジネス戦略を実施しておりますが、様々な要因により想定した結果を得られない可能性があります。

(12) 主要な事業の前提事項に関するリスクについて

当行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業については、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条及び同第27条にて、業務の停止等及び免許の取消等となる要件が定められており、これに該当した場合、業務の停止等及び免許の取消等が命じられます。

なお、現時点において、当行はこれらの事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、何らかの事由により免許の取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障を来すとともに、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また当行は、前記の銀行法をはじめとする各種規制及び法制度に基づいて業務を行っております。将来において、法令諸規則、会計制度及び税制等が変更された場合には、当行の業務運営や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 災害により損失を被るリスクについて

当行の主要な営業基盤である高知県を中心とした南海地震が発生した場合や台風などの自然災害の被害を受けた場合には、店舗の損壊等、被災による損害のほか、取引先の被災による信用リスクの上昇を通じて、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) インフルエンザ等の感染拡大により損失を被るリスクについて

人的被害を最小限にとどめるために止むを得ず業務の縮小を行った場合には、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益は高い水準で推移し、設備投資は増加したほか、雇用・所得環境の改善に支えられ、個人消費は持ち直しが続くなど、全体では緩やかに回復しました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、個人消費は一部に弱い動きがみられたものの、全体では底堅く推移し、生産活動は業種によってバラツキはあるものの徐々に持ち直しているほか、雇用・所得環境の改善も継続しており、全体では緩やかに回復しつつあります。

このような情勢のもと、当連結会計年度における業績は、次のとおりとなりました。

譲渡性預金を含めた預金等の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末残高とほぼ同額の9,495億円となりました。一方、貸出金は、前連結会計年度末比34億円増加（0.49%増加）して、当連結会計年度末残高は6,957億円となりました。また、有価証券は、前連結会計年度末比100億円減少（3.20%減少）して、当連結会計年度末残高は3,044億円となりました。

この結果、連結ベースにおける総資産は、前連結会計年度末比187億円減少（1.68%減少）して、当連結会計年度末残高は1兆961億円、負債は前連結会計年度末比185億円減少（1.77%減少）して、当連結会計年度末残高は1兆225億円、純資産は前連結会計年度末比2億円減少（0.29%減少）して、当連結会計年度末残高は736億円となりました。

損益面では、経常収益は、前連結会計年度比3億66百万円減少して231億85百万円となりました。一方、経常費用は、前連結会計年度比7億10百万円増加して212億82百万円となりました。

この結果、連結経常利益は、前連結会計年度比10億77百万円減少して19億3百万円となりました。

特別損益、法人税等及び非支配株主に帰属する当期純利益を加減後の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比7億83百万円減少して9億64百万円となりました。

なお、セグメント情報における業績については、銀行業務での経常収益は前連結会計年度比8億11百万円減少して173億15百万円、経常費用は前連結会計年度比1億56百万円増加して155億68百万円、セグメント利益は前連結会計年度比9億67百万円減少して17億46百万円、セグメント資産は前連結会計年度比185億84百万円減少して1兆849億48百万円、セグメント負債は前連結会計年度比182億19百万円減少して1兆158億71百万円となりました。

リース業務での経常収益は前連結会計年度比4億13百万円増加して56億12百万円、経常費用は前連結会計年度比5億8百万円増加して54億49百万円、セグメント利益は前連結会計年度比94百万円減少して1億63百万円、セグメント資産は前連結会計年度比5億53百万円減少して121億47百万円、セグメント負債は前連結会計年度比6億57百万円減少して83億40百万円となりました。

クレジットカード業務での経常収益は前連結会計年度比21百万円増加して3億72百万円、経常費用は前連結会計年度比36百万円増加して3億78百万円、セグメント利益は前連結会計年度比15百万円減少して6百万円の損失、セグメント資産は前連結会計年度比1億93百万円増加して28億28百万円、セグメント負債は前連結会計年度比1億48百万円増加して17億42百万円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比104億65百万円減少して、期末残高は658億6百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

借入金が増加したこと等により△203億15百万円となりました。（前連結会計年度比 395億3百万円減少）

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の償還・売却等により102億91百万円となりました。（前連結会計年度比 143億75百万円増加）

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

配当金の支払等により△4億42百万円となりました。（前連結会計年度比 63百万円増加）

③ 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度における資金運用収支は、前連結会計年度比 7 億90百万円減少して135億14百万円となりました。これは国内業務部門で同 8 億50百万円減少して126億24百万円、国際業務部門で同60百万円増加して 8 億90百万円となったことによるものであります。

役務取引等収支は、前連結会計年度比 2 億52百万円減少して 2 億45百万円となりました。これは国内業務部門で同 2 億52百万円減少して 2 億34百万円となったこと等によるものであります。

その他業務収支は、前連結会計年度比 7 億32百万円増加して 6 億33百万円となりました。これは国内業務部門で同 8 億 6 百万円増加して 9 億75百万円、国際業務部門で同74百万円減少して△ 3 億42百万円となったことによるものであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	13,475	829	14,304
	当連結会計年度	12,624	890	13,514
うち資金運用収益	前連結会計年度	14,259	906	61 15,104
	当連結会計年度	13,104	959	41 14,021
うち資金調達費用	前連結会計年度	784	76	61 800
	当連結会計年度	480	68	41 507
役務取引等収支	前連結会計年度	487	10	497
	当連結会計年度	234	10	245
うち役務取引等収益	前連結会計年度	2,223	17	2,240
	当連結会計年度	2,047	17	2,064
うち役務取引等費用	前連結会計年度	1,736	6	1,743
	当連結会計年度	1,812	7	1,819
その他業務収支	前連結会計年度	168	△267	△99
	当連結会計年度	975	△342	633
うちその他業務収益	前連結会計年度	5,333	—	5,333
	当連結会計年度	6,047	63	6,110
うちその他業務費用	前連結会計年度	5,164	267	5,432
	当連結会計年度	5,072	405	5,477

- (注) 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度 0 百万円、当連結会計年度 0 百万円）を控除して表示しております。

④ 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度における資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比24億11百万円減少して1兆291億4百万円となりました。内訳は、国内業務部門で同26億50百万円減少して1兆257億90百万円、国際業務部門で同55億84百万円増加して556億1百万円であります。

資金運用利回りは前連結会計年度比0.10ポイント低下して1.36%となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比37億11百万円増加して1兆49億52百万円となりました。内訳は、国内業務部門で同35億25百万円増加して1兆21億88百万円、国際業務部門で同55億32百万円増加して550億51百万円であります。

資金調達利回りは、前連結会計年度比0.02ポイント低下して0.05%となりました。

この結果、国内・国際業務部門合計で、受取利息は前連結会計年度比10億82百万円減少して140億21百万円、支払利息は同2億92百万円減少して5億7百万円となりました。

イ. 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(46,941) 1,028,441	(61) 14,259	1.38
	当連結会計年度	(52,287) 1,025,790	(41) 13,104	1.27
うち貸出金	前連結会計年度	666,123	10,648	1.59
	当連結会計年度	671,899	10,303	1.53
うち商品有価証券	前連結会計年度	157	0	0.24
	当連結会計年度	3	0	0.14
うち有価証券	前連結会計年度	264,627	3,504	1.32
	当連結会計年度	254,611	2,715	1.06
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	567	0	0.08
	当連結会計年度	527	0	0.10
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	49,942	42	0.08
	当連結会計年度	46,155	40	0.08
資金調達勘定	前連結会計年度	998,663	784	0.07
	当連結会計年度	1,002,188	480	0.04
うち預金	前連結会計年度	903,658	744	0.08
	当連結会計年度	909,685	440	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	13,096	4	0.03
	当連結会計年度	26,824	7	0.02

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	24	0	0.00
	当連結会計年度	13	0	0.00
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	82,914	36	0.04
	当連結会計年度	66,694	32	0.04

（注） 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国内業務部門から除いております。

2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当行以外の子会社については、主として月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. （ ）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

4. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度8,542百万円、当連結会計年度12,615百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度1,069百万円、当連結会計年度1,069百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）をそれぞれ控除して表示しております。

5. 連結会社間の取引に係る債権・債務及び収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

ロ．国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	50,016	906	1.81
	当連結会計年度	55,601	959	1.72
うち貸出金	前連結会計年度	3,057	32	1.06
	当連結会計年度	3,523	41	1.18
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	45,504	862	1.89
	当連結会計年度	50,973	904	1.77
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(46,941) 49,519	(61) 76	0.15
	当連結会計年度	(52,287) 55,051	(41) 68	0.12
うち預金	前連結会計年度	2,191	10	0.46
	当連結会計年度	2,518	20	0.80
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	179	4	2.75
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	383	5	1.43
	当連結会計年度	60	1	2.80
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

- (注) 1. 「国際業務部門」とは、当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
2. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末T T 仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方法）により算出しております。
3. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。
4. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度4百万円、当連結会計年度4百万円）を、控除して表示しております。
5. 連結会社間の取引に係る債権・債務及び収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

ハ. 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	1,031,516	15,104	1.46
	当連結会計年度	1,029,104	14,021	1.36
うち貸出金	前連結会計年度	669,180	10,681	1.59
	当連結会計年度	675,422	10,345	1.53
うち商品有価証券	前連結会計年度	157	0	0.24
	当連結会計年度	3	0	0.14
うち有価証券	前連結会計年度	310,131	4,367	1.40
	当連結会計年度	305,584	3,620	1.18
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	567	0	0.08
	当連結会計年度	527	0	0.10
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	49,942	42	0.08
	当連結会計年度	46,155	40	0.08
資金調達勘定	前連結会計年度	1,001,240	800	0.07
	当連結会計年度	1,004,952	507	0.05
うち預金	前連結会計年度	905,850	754	0.08
	当連結会計年度	912,203	460	0.05
うち譲渡性預金	前連結会計年度	13,096	4	0.03
	当連結会計年度	26,824	7	0.02
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	24	0	0.00
	当連結会計年度	193	4	2.55
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	383	5	1.43
	当連結会計年度	60	1	2.80
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	82,914	36	0.04
	当連結会計年度	66,694	32	0.04

- (注) 1. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度8,546百万円、当連結会計年度12,620百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度1,069百万円、当連結会計年度1,069百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）をそれぞれ控除して表示しております。
3. 連結会社間の取引に係る債権・債務及び収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

⑤ 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度における役務取引等収益は、前連結会計年度比1億75百万円減少して20億64百万円となりました。これは、国内業務部門で同1億76百万円減少して20億47百万円となったこと等によるものです。

一方、役務取引等費用は、前連結会計年度比76百万円増加して18億19百万円となりました。これは国内業務部門で同75百万円増加して18億12百万円となったこと等によるものです。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前連結会計年度	2,223	17	2,240
	当連結会計年度	2,047	17	2,064
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	450	—	450
	当連結会計年度	450	—	450
うち為替業務	前連結会計年度	593	16	609
	当連結会計年度	595	16	612
うち証券関連業務	前連結会計年度	575	—	575
	当連結会計年度	388	—	388
うち代理業務	前連結会計年度	24	—	24
	当連結会計年度	23	—	23
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	6	—	6
	当連結会計年度	6	—	6
うち保証業務	前連結会計年度	40	0	41
	当連結会計年度	25	0	25
役務取引等費用	前連結会計年度	1,736	6	1,743
	当連結会計年度	1,812	7	1,819
うち為替業務	前連結会計年度	100	6	107
	当連結会計年度	101	7	108

- (注) 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

⑥ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	917,304	2,324	919,629
	当連結会計年度	898,083	2,818	900,902
うち流動性預金	前連結会計年度	406,413	—	406,413
	当連結会計年度	413,366	—	413,366
うち定期性預金	前連結会計年度	509,582	—	509,582
	当連結会計年度	483,173	—	483,173
うちその他	前連結会計年度	1,307	2,324	3,632
	当連結会計年度	1,543	2,818	4,362
譲渡性預金	前連結会計年度	30,000	—	30,000
	当連結会計年度	48,670	—	48,670
総合計	前連結会計年度	947,304	2,324	949,629
	当連結会計年度	946,753	2,818	949,572

（注） 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 連結会社間の取引に係る債権・債務につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

⑦ 貸出金残高の状況

イ. 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	692,357	100.00	695,794	100.00
製造業	59,785	8.64	58,386	8.39
農業、林業	3,350	0.48	3,634	0.52
漁業	4,535	0.65	4,981	0.72
鉱業、採石業、砂利採取業	269	0.04	234	0.03
建設業	33,380	4.82	32,557	4.68
電気・ガス・熱供給・水道業	34,539	4.99	34,768	5.00
情報通信業	6,795	0.98	8,234	1.18
運輸業、郵便業	12,472	1.80	14,568	2.09
卸売業、小売業	87,488	12.64	88,214	12.68
金融業、保険業	55,488	8.01	42,646	6.13
不動産業、物品賃貸業	96,279	13.91	103,726	14.91
各種サービス業	105,951	15.30	104,892	15.08
地方公共団体	80,356	11.61	83,714	12.03
その他	111,665	16.13	115,233	16.56
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	692,357	—	695,794	—

（注）「国内」とは当行及び国内子会社であります。

ロ. 外国政府等向け債権残高（国別）

該当ありません。

⑧ 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	80,078	—	80,078
	当連結会計年度	52,294	—	52,294
地方債	前連結会計年度	10,387	—	10,387
	当連結会計年度	10,692	—	10,692
社債	前連結会計年度	120,810	—	120,810
	当連結会計年度	120,888	—	120,888
株式	前連結会計年度	18,845	—	18,845
	当連結会計年度	17,689	—	17,689
その他の証券	前連結会計年度	39,938	44,431	84,370
	当連結会計年度	46,168	56,682	102,851
合計	前連結会計年度	270,061	44,431	314,493
	当連結会計年度	247,733	56,682	304,416

（注） 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び国内子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	平成31年 3 月 31 日
1. 連結自己資本比率（2／3）	9.94
2. 連結における自己資本の額	648
3. リスク・アセットの額	6,526
4. 連結総所要自己資本額	261

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	平成31年 3 月 31 日
1. 自己資本比率（2／3）	9.60
2. 単体における自己資本の額	614
3. リスク・アセットの額	6,404
4. 単体総所要自己資本額	256

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	47	51
危険債権	231	227
要管理債権	14	15
正常債権	6,793	6,833

(生産、受注及び販売等の状況)

(参考)

当行グループは銀行業が主体であり、業務の特殊性から該当する情報はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当行グループが判断したものであり、将来に関する事項は不確実性を内在、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご留意ください。

① 財政状態

イ. 資産の部

○貸出金

貸出金は、金融・保険業、製造業、各種サービス業の減少もありましたが、個人向けのほか、不動産・物品賃貸業、地方公共団体、運輸・郵便業等で増加したことから、前連結会計年度末比34億円増加（0.49%増加）して、期末残高は6,957億円となりました。

・不良債権の状況

地域企業に対する再建支援を行うとともに、経営破綻した先については、債権売却等による不良債権のオフバランス化を進めており、リスク管理債権は、前連結会計年度末に比べ57百万円増加して292億円となりました。また、貸出金残高に対するリスク管理債権の比率は、同0.02ポイント低下して4.19%となりました。

（リスク管理債権の状況）

	前連結会計年度末(A)	当連結会計年度末(B)	増減(B)－(A)
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
破綻先債権	303	451	148
延滞債権	27,423	27,306	△117
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	1,423	1,450	27
合計(C)	29,150	29,207	57
貸出金残高(D)	692,357	695,794	3,437
(C)／(D)×100(%)	4.21	4.19	△0.02

○有価証券

有価証券は、一定の流動性を確保するための国債残高を維持しながら、安全でシンプルな債券を中心に運用を行っています。また、金利リスクの分散と収益向上を目的に、株式及び投資信託による運用残高を増加させており、この結果、前連結会計年度末に比べ100億円減少（3.20%減少）して、期末残高は3,044億円となりました。

ロ. 負債の部

○預金

預金は、一般法人預金、公金預金、個人預金等が減少したことで、前連結会計年度末に比べ187億円減少（2.03%減少）して、期末残高は9,009億円となりました。

ハ. 純資産の部

純資産の部の合計は736億円となりました。

内訳では、資本金は195億円、資本剰余金は167億円、利益剰余金は251億円、その他有価証券評価差額金は59億円となっております。

・連結自己資本比率（国内基準）

自己資本額は、前連結会計年度末に比べ3億円増加して648億円となりました。

また、リスクアセットは同85億円増加して6,526億円となりました。

この結果、連結自己資本比率（国内基準）は、前連結会計年度末に比べ0.08ポイント低下して9.94%となりました。

② 経営成績

当連結会計年度は、有価証券利息配当金及び貸出金利息の減少を主因に、経常収益が前連結会計年度に比べ3億66百万円減少して231億85百万円となった一方、経常費用は貸倒引当金繰入額の増加を主因に、同7億10百万円増加して212億82百万円となりました。この結果、経常利益は、同10億77百万円減少して19億3百万円となりました。これに特別損益、法人税等及び非支配株主に帰属する当期純利益を加減後の親会社株主に帰属する当期純利益は同7億83百万円減少して9億64百万円となりました。

イ. 資金運用収支

資金運用収支は、前連結会計年度に比べ7億90百万円減少して135億14百万円となりました。

ロ. 役務取引等収支

役務取引等収支は、同2億52百万円減少して2億45百万円となりました。

ハ. その他業務収支

その他業務収支は、同7億32百万円増加して6億33百万円となりました。

ニ. 営業経費

営業経費は、同3億50百万円減少して120億32百万円となりました。

ホ. その他経常収益

その他経常収益は、同1億14百万円増加して9億87百万円となりました。

ヘ. その他経常費用

その他経常費用は、同12億32百万円増加して14億45百万円となりました。

③ 経営目標の達成状況（単体）

中期経営計画（平成30年4月～令和3年3月）の平成31年3月期の主要計数目標及び達成状況は次のとおりであります。

	31年3月期（計画）	31年3月期（実績）	31年3月期（計画比）
コア業務純益 ※1	1,957百万円	1,521百万円	△436百万円
業務粗利益経費率 ※2	71.19%	73.16%	1.97%
当期純利益	15億円	9億円	△6億円
自己資本比率	9.4%程度	9.60%	0.2%

※1 コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益

※2 業務粗利益経費率＝（経費－機械化関連費用）÷業務粗利益

イ. コア業務純益

地域に密着した営業活動を展開し、成長分野に向けた融資の推進など、中小規模事業者等を中心とした事業資金の需要等に積極的にお応えした結果、貸出金平残は計画を18億96百万円上回りました。一方、市場金利の低下に加えて金融機関同士の競争激化により、貸出金利回りが計画を0.044ポイント下回ったことから、貸出金利息収入は計画を2億64百万円下回りました。

有価証券平残は計画を26億63百万円下回り、有価証券利回りも計画を0.121ポイント下回ったことから、有価証券利息は計画を4億4百万円下回りました。

預金平残（譲渡性預金含む）は計画を126億6百万円上回ったものの、預金利回りが計画を0.015ポイント下回ったことから、預金利息は計画を1億28百万円下回りました。これらの結果、資金利益は計画を5億41百万円下回りました。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針のもと、投資信託・生命保険など金融商品の積極的な販売に取り組みましたが、役務取引等利益は計画を2億54百万円下回りました。また、経費は、人員の新陳代謝等により人件費が計画を2億82百万円、設備投資の時期の変更などから、物件費が計画を1億25百万円、税金が計画を64百万円、それぞれ下回ったことから、計画を4億72百万円下回りました。これらの結果、コア業務純益は計画を4億36百万円下回りました。

ロ. 業務粗利益経費率

資金利益が計画を5億41百万円、役務取引等利益が計画を2億54百万円、その他業務利益が計画を1億53百万円、それぞれ下回ったことから、業務粗利益は計画を9億49百万円下回りました。また、人件費が計画を2億82百万円、機械化関連費用を除く物件費が計画を56百万円、税金が計画を64百万円、いずれも下回り、機械化関連費用を除く経費は計画を4億3百万円下回りました。

これらの結果、業務粗利益経費率は73.16%となり、計画を1.97ポイント上回りました。

ハ. 当期純利益

コア業務純益の要因に加え、債券勘定収支・株式勘定収支が計画を4億71百万円上回りましたが、経営改善支援目的などで不良債権処理額が増加したことなどから、与信関連費用は計画を6億34百万円上回りました。これらの結果、経常利益は計画を5億円下回り、固定資産処分損等による特別損益や法人税等を計上後の当期純利益は計画を6億円下回りました。

ニ. 自己資本比率

リスク・アセットの額が計画を下回ったことなどから、自己資本比率は計画を0.2ポイント上回りました。

④ 資本の財源及び資金の流動性

当行グループの中核事業は銀行業であることから、資金調達手段は主に預金であり、資金運用手段は主に貸出金、有価証券であります。当連結会計年度の現金及び現金同等物の期首残高は762億72百万円でありました。営業活動によるキャッシュ・フローは借入金^注の減少等により△203億15百万円、投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の償還・売却等により102億91百万円、財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払等により△4億42百万円となったことから、期中現金及び現金同等物は104億65百万円減少して、現金及び現金同等物の期末残高は658億6百万円となっております。

また、資本的支出や株主還元等は、自己資金で対応する予定です。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業においては、お客さまの利便性向上を更に図るため等、当連結会計年度に以下の設備投資を実施いたしました。

	店舗名その他	所在地	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	完了年月・区分
当行	清水支店	高知県土佐清水市	店舗	195	平成30年8月・移転
	清水社宅	高知県土佐清水市	社宅	141	平成30年8月・移転

また、当連結会計年度において、経営効率化のため、銀行業の次の主要な施設を売却・除却しており、その内容は次のとおりであります。

	店舗名その他	所在地	設備の内容	売却除却時期・区分	前期末帳簿価額 (百万円)
当行	佐川社宅	高知県高岡郡佐川町	社宅	平成31年3月・売却	20
	研修会館	高知県高知市	研修施設	平成30年9月・除却	11
	片町独身寮	高知県高知市	寮	平成30年9月・除却	6

上記のほか、事務機器の新設・更新等を行った結果、当連結会計年度の当行の設備投資総額は751百万円となりました。

リース業及びクレジットカード業については、重要な設備投資はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成31年 3月31日現在)

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積（㎡）	帳簿価額（百万円）					
当行	—	本店	高知県高知市	銀行業	店舗	3,797.24	2,798	721	608	35	4,165	172
	—	東支店ほか 29店	〃 〃	〃	店舗	(3,215.11) 15,884.60	1,978	1,176	163	—	3,318	263
	—	室戸支店ほか 1店	〃 室戸市	〃	店舗	(158.77) 1,557.66	43	33	7	—	84	11
	—	中芸支店	〃 奈半利町	〃	店舗	(12.09) 746.23	44	63	5	—	113	9
	—	安芸支店	〃 安芸市	〃	店舗	(17.99) 639.26	76	11	7	—	96	10
	—	野市支店ほか 1店	〃 香南市	〃	店舗	(27.71) 1,384.16	86	20	9	—	116	16
	—	山田支店	〃 香美市	〃	店舗	(7.75) 1,126.42	55	6	4	—	65	10
	—	後免支店ほか 2店	〃 南国市	〃	店舗	(952.26) 2,757.40	204	141	13	—	359	24
	—	豊永支店	〃 大豊町	〃	店舗	(19.01) 285.77	2	0	4	—	6	6
	—	嶺北支店	〃 土佐町	〃	店舗	(10.75) 1,189.25	44	78	3	—	127	10
	—	伊野支店	〃 いの町	〃	店舗	(16.52) 880.37	138	61	3	—	202	11
	—	高岡支店ほか 1店	〃 土佐市	〃	店舗	(56.22) 1,335.59	125	22	10	—	158	14
	—	佐川支店	〃 佐川町	〃	店舗	(20.17) 956.29	59	82	3	—	144	6
	—	越知支店	〃 越知町	〃	店舗	(12.21) 589.69	46	49	4	—	99	5
	—	池川支店	〃 仁淀川町	〃	店舗	380.23	7	24	2	—	34	6
	—	須崎支店ほか 1店	〃 須崎市	〃	店舗	1,292.32	64	21	3	—	89	17
	—	梶原支店	〃 梶原町	〃	店舗	(22.42) 22.42	—	28	5	—	33	5
	—	窪川支店ほか 1店	〃 四万十町	〃	店舗	297.51	14	11	2	—	28	14
	—	佐賀支店	〃 黒潮町	〃	店舗	(9.72) 712.72	32	50	4	—	87	6
	—	中村支店	〃 四万十市	〃	店舗	(17.20) 1,076.19	175	75	7	—	258	13
	—	清水支店	〃 土佐清水市	〃	店舗	(14.82) 1,999.39	72	166	27	—	266	9
	—	宿毛支店	〃 宿毛市	〃	店舗	—	—	2	3	—	6	9
	—	徳島支店	徳島県徳島市	〃	店舗	410.20	82	39	2	—	124	12
	—	阿南支店	〃 阿南市	〃	店舗	(992.00) 992.00	—	57	6	—	63	7
	—	池田支店	〃 三好市	〃	店舗	(6.23) 279.58	16	4	1	—	22	6
	—	城辺支店	愛媛県愛南町	〃	店舗	713.79	29	17	3	—	50	7
	—	宇和島支店	〃 宇和島市	〃	店舗	611.80	57	14	3	—	75	6
	—	八幡浜支店	〃 八幡浜市	〃	店舗	352.19	22	3	4	—	30	7

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積（㎡）	帳簿価額（百万円）					
当行	—	松山支店	愛媛県松山市	銀行業	店舗	784.41	364	83	1	—	449	14
	—	今治支店	〃 今治市	〃	店舗	1,028.81	123	189	9	—	322	12
	—	新居浜支店	〃 新居浜市	〃	店舗	826.50	97	23	1	—	122	11
	—	高松支店	香川県高松市	〃	店舗	942.97	105	53	2	—	160	13
	—	岡山支店	岡山県岡山市	〃	店舗	—	—	6	1	—	7	8
	—	大阪支店	大阪府大阪市	〃	店舗	—	—	5	1	0	7	12
	—	東京支店	東京都千代田区	〃	店舗	—	—	4	2	—	6	9
	—	計	—	—	—	(5,588.95) 45,852.96	6,970	3,356	948	35	11,311	770
	—	事務センター	高知県高知市	銀行業	事務セ ンター	1,211.76	1,021	340	—	—	1,362	55
	—	社宅・寮	高知県高知市 ほか	〃	社宅・ 寮	(797.15) 24,392.71	2,004	864	—	—	2,869	—
	—	その他の施設	高知県高知市 ほか	〃	その他	13,561.92	443	9	—	—	452	—
	—	合計	—	—	—	(6,386.10) 85,019.35	10,439	4,571	948	35	15,995	825
連結 子会社	株式会社 高銀ビジ ネス	本社	高知県高知市	銀行業	附属 建物	(－) —	—	0	0	4	6	21
連結 子会社	オーシ ャンリ ース株 式会社	本社	高知県高知市	リース 業	宅地 建物 他	99.00	10	1	36	—	48	11

- (注) 1. 当行の主要な設備は、店舗、事務センター、社宅・寮であるため、銀行業に一括計上しております。
2. 当行の土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め219百万円であります。
3. 当行の動産は、事務機械471百万円、その他476百万円であります。
4. 当行の店舗外現金自動設備120か所は上記に含めて記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当行及び連結子会社の設備投資につきましては、店舗の改築や老朽設備の更改等に努めておりますが、当連結会計年度末において計画中的重要な設備の新設、除却、売却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	40,900,000
第1種優先株式	40,900,000
計	40,900,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成31年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (令和元年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,244,800	10,244,800	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
第1種優先株式 (注) 1	7,500,000	7,500,000	非上場	(注) 2, 3, 4, 5
計	17,744,800	17,744,800	——	——

- (注) 1. 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第1種優先株式の特質につきましては、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数に変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限等は、(注) 5. に記載のとおりであります。なお、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。
3. 単元株式数は100株であり、議決権はありません。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
4. 第1種優先株式については、当行は、規定の条件に基づき取得することができます。

5. 第1種優先株式の内容は下記のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

当銀行は、定款第34条第1項に定める期末の剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下、「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下、「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下、「第1種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「第1種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 第1種優先配当年率

各事業年度に係る第1種優先配当年率

第1種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.10%（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「第1種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第1種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第1種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。

(5) 第1種優先中間配当金

当銀行は、定款第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第1種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産の分配

①残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

②非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③経過第1種優先配当金相当額

第1種優先株式1株当たりの経過第1種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、定時株主総会に第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

①取得請求権

第1種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第1種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第1種優先株主がかかる取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該第1種優先株主に対して交付するものとする。

②取得を請求することができる期間

平成22年12月29日から令和6年12月28日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

③取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦下限取得価額

下限取得価額は502円とする（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧取得価額の調整

イ. 第1種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する意味を有する。以下、本（iii）、下記（iv）および（v）ならびに下記ハ．（iv）において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ．上記イ．(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ．(i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ．(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ．(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
- ニ．上記イ．(iii)ないし(v)および上記ハ．(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ．上記イ．(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ．上記イ．(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト．取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記（10）②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

⑪取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

①金銭を対価とする取得条項

当銀行は、令和元年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

②取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(6)③に定める経過第1種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

①普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第1種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、第1種優先株主に対し、その有する第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

②一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

①分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(ストックオプション等関係)に記載しております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第1種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで)	第139期 (平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額 修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年10月1日	△159,703	17,744	—	19,544	—	11,751

(注) 平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会決議、普通株主及び第1種優先株主に係る各種類株主総会決議により、平成29年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより、発行済株式総数は159,703,200株減少し17,744,800株となっております。

(5) 【所有者別状況】

①普通株式

平成31年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式 の状況（株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	2	32	29	532	53	4	4, 658	5, 310	－
所有株式数 （単元）	6	25, 931	1, 082	28, 595	3, 319	33	42, 705	101, 671	77, 700
所有株式数の 割合（％）	0. 01	25. 51	1. 06	28. 13	3. 26	0. 03	42. 00	100. 00	－

（注） 1. 自己株式84,164株（うち、ストックオプション制度に係るもの38,400株）は「個人その他」に841単元、「単元未満株式の状況」に64株含まれております。なお、当該自己株式には、業績連動型株式報酬制度導入のため設定した日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当行株式45,000株は含まれておりません。

②第1種優先株式

平成31年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式 の状況（株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数 （単元）	－	75,000	－	－	－	－	－	75,000	－
所有株式数の 割合（％）	－	100.00	－	－	－	－	－	100.00	－

(6) 【大株主の状況】

①所有株式数別

平成31年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	7,500	42.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	678	3.84
高知銀行持株会	高知県高知市堺町2番24号	451	2.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	370	2.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	296	1.67
四国総合信用株式会社	香川県高松市古新町1番地7	206	1.16
株式会社技研製作所	高知県高知市布師田3948番地1	169	0.96
株式会社ヨンキュウ	愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235	167	0.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	139	0.78
損害保険ジャパン 日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	137	0.77
計	—	10,117	57.28

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	678 千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	370 千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	296 千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	139 千株

2. 上記の発行済株式より除く自己株式には、業績連動型株式報酬制度に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当行株式は含まれておりません。

3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

4. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

②所有議決権数別

平成31年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,786	6.73
高知銀行持株会	高知県高知市堺町2番24号	4,515	4.47
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,704	3.67
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,966	2.94
四国総合信用株式会社	香川県高松市古新町1番地7	2,063	2.04
株式会社技研製作所	高知県高知市布師田3948番地1	1,697	1.68
株式会社ヨンキュウ	愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235	1,674	1.66
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口5）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,391	1.37
損害保険ジャパン 日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,374	1.36
株式会社近森産業	高知県高知市稲荷町103番地	1,079	1.07
計	—	27,249	27.02

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,786 個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,704 個
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,966 個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,391 個

2. 上記①所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有の第1種優先株式は、議決権を有しておりません。なお、第1種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、第1種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。

3. 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第1種優先株式

平成31年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	7,500	—
計	—	7,500	—

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成31年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第1種優先株式 7,500,000	—	(注) 1
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 84,100	—	当行保有の普通株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 10,083,000	100,830	— (注) 2
単元未満株式	普通株式 77,700	—	一単元（100株）未満の株式 (注) 3
発行済株式総数	17,744,800	—	—
総株主の議決権	—	100,830	—

(注) 1. 第1種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。

2. 「完全議決権株式（その他）」には、業績連動型株式報酬制度に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当行株式45千株（議決権450個）が含まれております。なお、当該議決権の数450個は、議決権不行使となっております。

3. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が64株含まれております。

② 【自己株式等】

平成31年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社高知銀行	高知県高知市堺町2番24号	84,100	—	84,100	0.47
計	—	84,100	—	84,100	0.47

(注) 業績連動型株式報酬制度導入のため設定した日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当行株式45千株は、上記自己株式に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当行は、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会において、当行の取締役（社外取締役を除く。以下同じ）に対して新たに業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。本制度の導入に伴い、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る取締役の報酬枠を廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことといたしました。

①本制度の概要

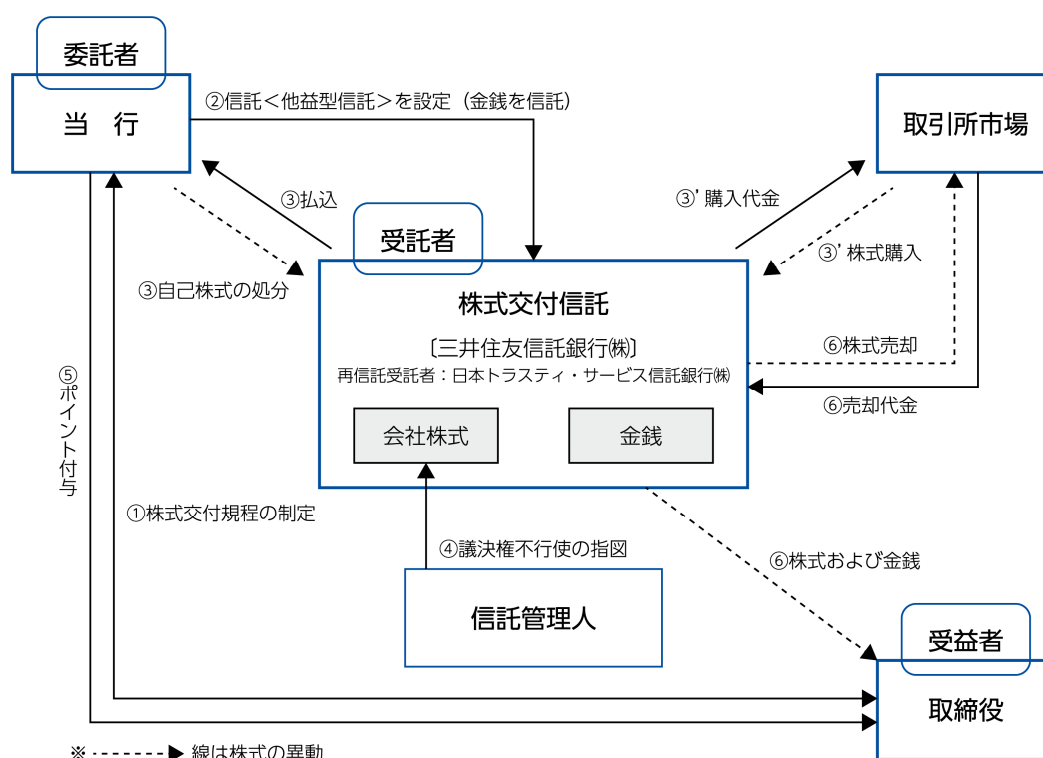
当行は取締役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、本制度を導入することといたしました。

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当行株式を取得し、各取締役に対して、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式が本信託を通じて交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

本信託は当初信託期間を4年間とし、本制度により当行株式を取締役に交付するのに必要な当行株式の取得資金として、当該信託期間中に72百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として当行が拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定いたします。

なお、信託期間の満了時において、当行の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し（当行が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当行は、本制度により取締役に交付するのに必要な当行株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に54百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出いたします。

<本制度の仕組み>



- ① 当行は取締役を対象とする株式交付規程（以下「本規程」といいます。）を制定します。
- ② 当行は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（「本信託」）。その際、当行は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当行株式を一括して取得します（自己株式処分による取得または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて本規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当行から独立している者としてします。）を定めます。
- 本信託内の当行株式については、信託管理人は受託者に対して不行使の指図をし、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 本規程に基づき、当行は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥ 本規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当行株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ本規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当行株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。
- なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

②対象者に給付する予定株式の総数又は総額

株式の総数	45,000株
株式の総額	55,800千円

③本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当行の取締役（社外取締役を除く。）のうち給付要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,295	1,190,344
当期間における取得自己株式	70	58,100

(注) 当期間における取得自己株式には、令和元年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	84,164	—	84,234	—

(注) 1. 業績連動型株式報酬制度導入のため設定した日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当行株式45千株は、上記保有自己株式に含まれておりません。
2. 当期間における「その他(単元未満株式の買増請求による売渡)」には、令和元年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式は含めておりません。
3. 当期間における「保有自己株式数」には、令和元年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使、単元未満株式の買取及び売渡による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、地域金融機関として公共的、社会的使命を果たすため、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、配当につきましては、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配分する方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）		1株当たり配当金（円）	
平成30年11月9日 取締役会	普通株式	101	普通株式	10.00
	第1種優先株式	74	第1種優先株式	9.888
令和元年6月25日 定時株主総会決議	普通株式	152	普通株式	15.00
	第1種優先株式	111	第1種優先株式	14.832

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

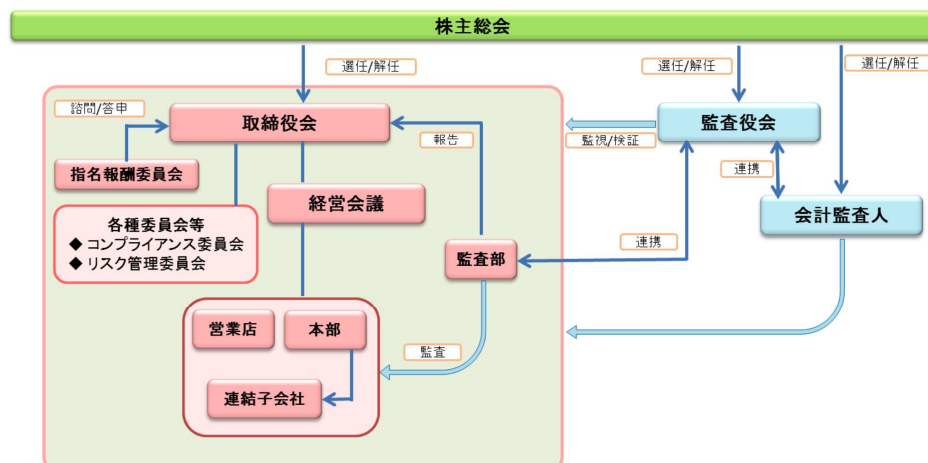
- ・株主、お客さま、地域社会、職員等ステークホルダーの利益を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速かつ果断な意思決定を行う適切なコーポレート・ガバナンス態勢を構築いたします。
- ・地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。
- ・取締役会による業務執行の監督機能を一層充実させるため、社外取締役が役割を発揮するための態勢づくりに不断に取り組みます。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行は、取締役会を経営の最高意思決定機関及び監督機関としており、その他経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等により、経営や業務執行の重要事項について経営判断を行っています。本報告書提出日現在の取締役は9名で、このうち3名が社外取締役であります。また、平成30年11月より、取締役等候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

当行は、監査役会設置会社として4名の監査役を選任し、そのうち3名は社外監査役を選任しております。各監査役は、取締役会のほか、各種重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、本部及び各営業店で、業務及び財産の状況を調査するなど、中立・公正な見地から客観的に経営及び業務執行に関する監査を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性は確保できていると考えております。

コーポレート・ガバナンス体制図



イ. 取締役会

当行の取締役数は、本報告書提出日現在、9名で構成しております。このうち3名が社外取締役です。取締役会は、法定の決議事項に加え、重要な業務執行に関する事項につきましても、取締役会規程で定める付議基準に基づき、報告を受け、協議を行い、又は決議しております。また、取締役は、自らの責任において、業務の健全性と適切性の確保に努めております。なお、取締役会は、毎月1回以上開催することとしております。

取締役会構成員（本報告書提出日現在）

取締役頭取	森下 勝彦（議長）
専務取締役	和田 広男
常務取締役	海治 勝彦
常務取締役	三宮 昌子
常務取締役	成瀬 洋
常務取締役	田村 忍
社外取締役	永房 展子
社外取締役	別役 壽夫
社外取締役	井奥 和男
社外監査役	山田 浩
監査役	吉田 剛
社外監査役	齊藤 照夫
社外監査役	府川 一

ロ. 経営会議

経営会議は、取締役会に次ぐ経営会議体として、業務執行の意思決定及び経営の統制の適切性と円滑化の確保を図ることを目的としております。経営会議は、代表取締役及び経営統括部担当取締役のほか、取締役会が特に定めた取締役及び執行役員をもって構成しております。また、社外取締役及び監査役が出席して意見交換を行える体制としております。会議は、原則として毎月1回以上開催することとしております。

経営会議構成員（本報告書提出日現在）

取締役頭取	森下 勝彦（議長）
専務取締役	和田 広男
常務取締役	海治 勝彦
常務取締役	三宮 昌子
常務取締役	成瀬 洋
常務取締役	田村 忍
執行役員	大阪支店長 山本 一也
執行役員	本店営業部長 松田 裕邦
執行役員	人事部長 深見 英治
執行役員	経営統括部長 吉村 卓浩

ハ. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、委員長のコンプライアンス統括部担当取締役のほか、常勤取締役と5部長で構成しており、法令等を遵守し、自浄能力のある組織であり続けるために、コンプライアンスに関する事項について、報告を受け、協議を行い、又は決議しております。コンプライアンス委員会は、原則3カ月ごとに開催することとしておりますが、必要がある場合には随時開催しております。

ニ. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、委員長の経営統括部担当取締役のほか、常勤取締役、執行役員および経営統括部長で構成し、各種リスクをその特性に応じて適切に管理することにより、経営の健全性の確保と安定した収益の確保を図ることを目的に設置しており、リスク管理に関する幅広い事項について報告を受け、協議を行い、又は決議しております。リスク管理委員会は、毎月又は必要がある場合に随時開催しております。

ホ. 監査役会

当行は、監査役制度を採用しており、本報告書提出日現在の体制は、常勤2名、非常勤2名の計4名で、このうち3名（常勤1名、非常勤2名）は社外監査役となっております。また、監査役の職務を補助するための専任スタッフを1名配置しております。また、当行の社外監査役は、当行のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。監査役会は、原則として毎月1回開催することとしております。

ヘ. 指名報酬委員会

指名報酬委員会は、取締役4名（うち社外取締役3名）、社外監査役3名で構成しております。指名報酬委員会は、取締役等の候補者の指名及び報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保することや、将来の経営陣の育成を含めた後継者計画を検討することを目的としており、毎年1回以上開催することとしております。指名報酬委員会は平成30年11月に設置しており平成30年度における委員会の開催は1回であります。本年度は本報告書提出日までに3回開催しております。

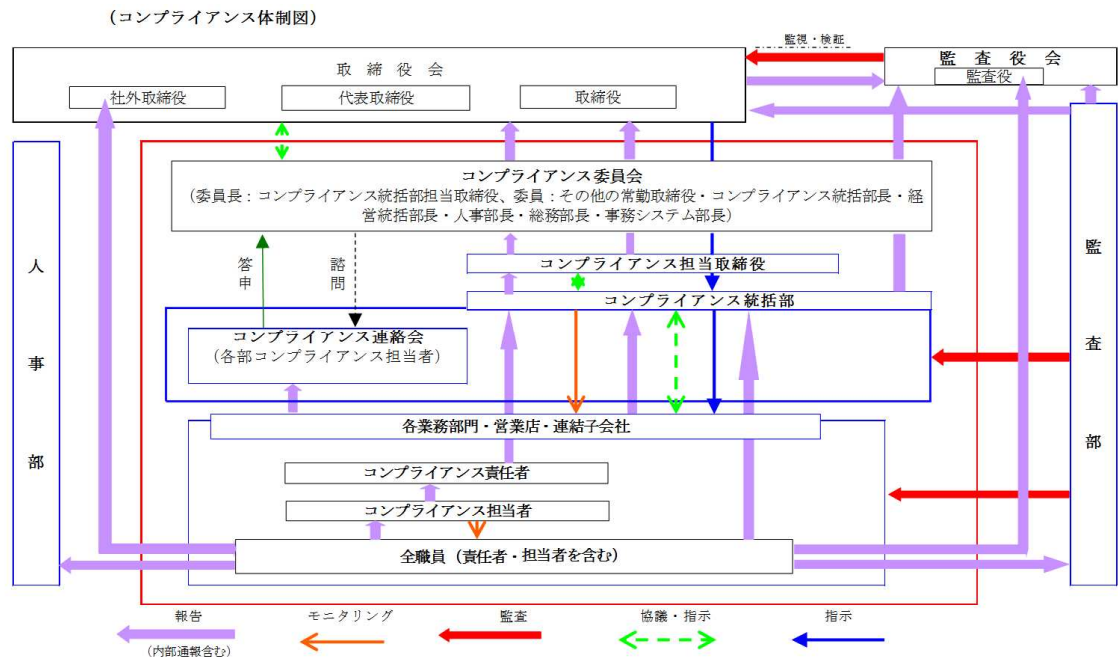
指名報酬委員会構成員（本報告書提出日現在）

取締役頭取	森下 勝彦
社外取締役	永房 展子（委員長）
社外取締役	別役 壽夫
社外取締役	井奥 和男
社外監査役	山田 浩
社外監査役	齊藤 照夫
社外監査役	府川 一

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 企業倫理の確立

当行は、銀行に課せられた高い公共性と重い社会的使命を全うするため、法令等はもとより、社会的規範を厳格に遵守し、良識ある経営姿勢を維持しなければならないと考えております。こうした基本方針を堅持するために「行動憲章」を定めるとともに、全役職員に対し、行動憲章に則った行動指針「倫理法令遵守の基本方針（コンプライアンスポリシー）」を徹底しております。役職員一人ひとりが社会人としての良識を持ち、高い職業倫理観に裏付けられた自律をもってルールを遵守するとともに、内部検証の機能を発揮させることで、お客さまや地域社会からの信用・信頼を確保することを経営の基本としております。



ロ. アカウンタビリティとディスクロージャー

当行は、株主、お客さま、地域社会、職員等といった、様々なステークホルダーからの信頼を得るためには、アカウンタビリティと適切なディスクロージャーが非常に重要であると認識し、経営情報のタイムリーな開示に努めております。併せて、当行の経営内容等についての説明会も随時開催しております。

ハ. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行では、健全で透明度の高い経営システムの構築を図っていくため、内部統制システムの整備を行っており、同システムを有効に機能させるために必要な情報伝達機能が確保されるよう、取締役会付議基準をはじめとした、様々なレポーティングラインを確立するとともに、内部通報制度（「企業倫理ホットライン」）を設け、非公式情報の伝達システムも構築しております。

内部統制システム構築のための基本方針を次のとおり定め、これらの取組みを通して、内部統制システムの整備を図っております。

1. 取締役及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び職員等は、法令等の遵守は経営の最重要課題であると明記した「コンプライアンス規程」をはじめ、コンプライアンスに関する規程類を遵守する。
- (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定し、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。
- (3) コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、各部店の部店長をコンプライアンス責任者として、その下にコンプライアンス担当者を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- (4) 事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、コンプライアンス統括部は全体の進捗状況及び評価等についてコンプライアンス委員会及び取締役会へ報告する。
- (5) コンプライアンス研修を研修計画に織り込むとともに、各種研修の場においてもコンプライアンスについての啓蒙時間を設ける。
- (6) 不祥事故防止の観点から、人事ローテーションや連続休暇制度等の職場離脱制度を実施する。
- (7) 法令等違反による不祥事や各リスク顕現化の防止及び早期発見、自浄プロセスの機動性向上等のために「企業倫理ホットライン」を設け、この運営を確保するために「内部通報制度実施規程」を整備する。

- (8) 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」の基本方針を定め、同基本方針に基づき財務報告の有効性を確保するための体制を整備する。
- (9) 監査部は各部店におけるコンプライアンスを含む内部管理態勢等の有効性、適切性について監査する。
- (10) 監査役は、取締役及び職員等の法令等遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監視・検証し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る文書は文書保存を定める行内規程類に基づき、適切に管理する。
- (2) 取締役の意思決定に係る文書については、各会議体の規程に、それぞれの付議基準を明確に定めるとともに、議事録を作成し、適切に保存及び管理する。
- (3) 内部情報の管理のための規程類を定め、経営統括部が一元管理するとともに、関係各部と連携して研修や臨店等で周知・徹底する。また、開示情報も経営統括部が統括・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク管理方針を定めリスクを統合的に管理する。
- (2) リスク管理の統括部署を経営統括部とし、リスク管理委員会を設置して各リスクを統合的に管理する。各リスクが顕現化し、頭取が経営に与える影響が極めて重大で緊急な対応が必要と認めた場合、対応する機関として対策本部を設置し、緊急時の管理体制を敷く。
- (3) 取締役会はリスクの適切かつ有効な内部管理態勢の構築と運用を図るため、リスク管理に係る業務執行を決定し、リスク管理に係る事項について付議または報告を受け、必要な意思決定と指示を行う。
- (4) リスク管理プログラム並びに各種施策を取締役会において決定し、各リスク管理態勢の機能状況については担当取締役が取締役会に報告する。
- (5) 事業年度毎に監査基本方針と監査計画を取締役会で決定し、監査部はそれに基づき監査を実施するとともに取締役会に監査の実施状況および結果について定期的に報告する。
- (6) 自然災害、風評リスク、情報漏洩、システム停止等の要因による緊急事態が及ぼす損失・影響を最小限に抑えるとともに、事態の早期収拾を図るため、平時からの危機管理態勢を構築する。
- (7) 地震の発生や病原菌感染の拡大等においても、継続すべき重要業務等を定めた「業務継続計画」に基づき、決済機能等を円滑に運行する体制を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び職員等の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限規程を制定し業務遂行における取締役、本部及び営業店の各職位の権限と責任を明確にする。
- (2) 取締役会は経営会議やリスク管理委員会等の下位会議体へ委任することで取締役が職務の執行を効率的に行うことができるように、各会議体の権限を明確にする。
- (3) コンプライアンスに関する諸問題についてはコンプライアンス委員会で審議したうえで、取締役会に付議する。

5. 次に掲げる体制その他の当行及び当行子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ① 関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
 - ② 当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行並びに子会社各社で業務継続計画（BCP）を定め、経営統括部が統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 子会社においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
 - ② 関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。

- (4) 子会社の取締役等及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査する。
 - ② 子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置する。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助するため、監査役と協議のうえで必要な人員を常時配置する。
- 7. 前号の職員の取締役からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助する常勤者は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
 - (2) 監査役の職務を補助する常勤者の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
 - (3) 監査役の職務を補助する常勤者の人事考課については、監査役会の同意を得る。
- 8. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当行の取締役及び職員等が監査役に報告をするための体制
 - ① 当行の取締役及び職員等は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて役職員が監査役に通報できる制度を定める。
 - ③ 法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を予知あるいは発見した場合に監査役に報告する時期・方法等について明記し、役職員に周知徹底する。
 - (2) 子会社の取締役・監査役及び職員等又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
 - ① 子会社の役職員等は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて子会社の役職員等が当行監査役に通報できる制度を定める。
- 9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 内部通報制度実施規程において、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを定める。
- 10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役がその職務の執行について、当行に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 株主総会に提出する監査役選任議案については、あらかじめ監査役会と協議を行い、決議する。
 - (2) 監査役が取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席できることを各規程において明記する。
 - (3) 監査部監査で得た情報については必要に応じて監査役に提供し、その円滑な職務の遂行に協力する旨を監査規程に定める。
 - (4) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
 - (5) 監査役は必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。
 - (6) 監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な関係を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

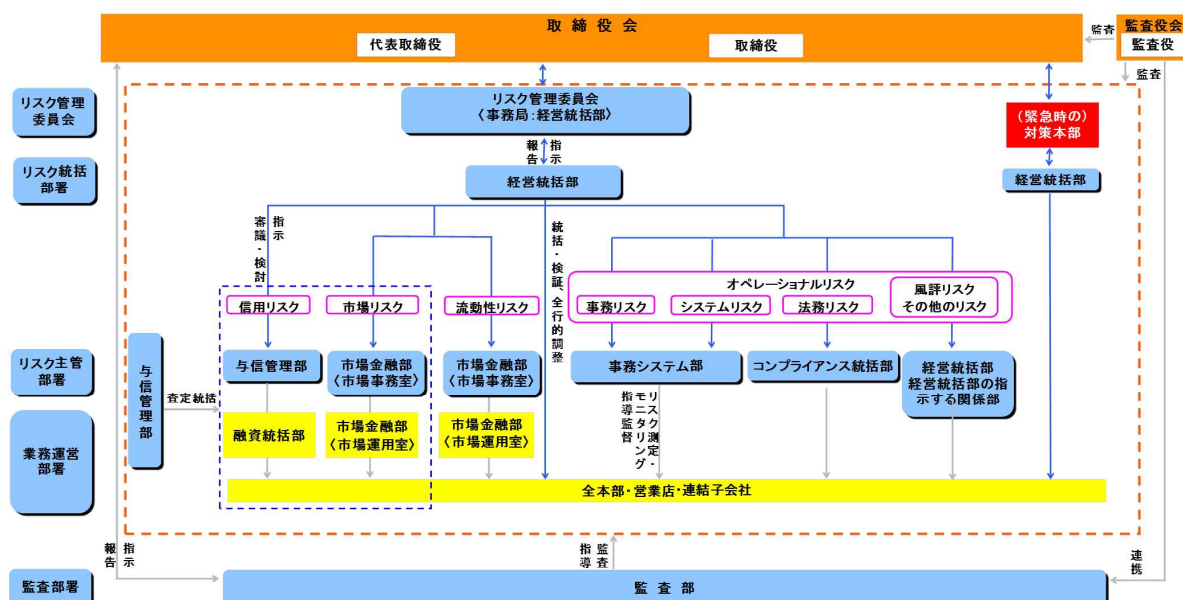
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

- (1) 反社会的勢力対応の統括部署をコンプライアンス統括部とし、各部店の部店長を不当要求防止の責任者とする。新聞報道や営業店等からの反社会的勢力に関する情報は、当行グループで共有し、統括部署で一元管理する。
- (2) 「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取組みを推進する。
- (3) 反社会的勢力への対応にあたっては、弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センターと連携する。また、各地の公安委員会が開催する「不当要求防止責任者講習」を積極的に受講する。

二. リスク管理体制の整備の状況

当行ではリスク管理態勢の強化・充実を経営の最重要課題と認識し、取締役会等が積極的に関与しながら、リスク管理の基本的方針となる「リスク管理方針」と信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクの管理規程やリスク毎の年度管理プログラム等を定めております。そして、これらに基づき、リスク管理委員会や主管部が中心となって、業務運営に係るリスク管理に取組んでおります。また、より適正なリスクコントロールを行うための管理手法の高度化にも努めております。

(リスク管理態勢図)



ホ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制は、関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理しております。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統括的に管理しております。

また、当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行並びに子会社各社で業務継続計画（BCP）を定め、経営統括部が統括的に管理しております。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、子会社においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置しております。

また、関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行っております。

(ニ) 子会社の取締役等及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制は、子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査しております。

また、子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置しております。

④ 種類株式

当行は、自己資本の充実を図り、財務基盤を強化するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

⑤ その他

当行は定款で以下の事項を定めております。

1. 当行の取締役は13名以内とする。
2. 当行の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
3. 当行は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。
4. 当行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものである。
5. 当行は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式の取得を行うことができる。これは、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものである。
6. 当行は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。これは、社外取締役に期待された役割を十分に発揮してもらうことを目的とするものである。
7. 当行は、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。これは、社外監査役に期待された役割を十分に発揮してもらうことを目的とするものである。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性2名 (役員のうち女性の比率15.38%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役頭取 代表取締役	森下 勝彦	昭和29年2月5日生	昭和52年4月 当行入行 平成10年4月 審査部主任審査役 平成11年9月 本店営業部貸付一課長 平成13年4月 本店営業部貸付グループ長 平成14年6月 今治支店長 平成15年6月 経営統括部グループ長 平成17年6月 経営統括部長 平成18年6月 取締役経営統括部長 平成19年11月 常務取締役 平成20年4月 専務取締役 平成24年4月 取締役頭取 (現職)	令和元年 6月から 2年	5
専務取締役 代表取締役	和田 広男	昭和33年2月16日生	昭和55年4月 当行入行 平成14年4月 経営統括部主任業務役 平成17年6月 経営統括部グループ長 平成20年4月 市場金融部グループ長 平成21年4月 経営統括部付部長 平成21年9月 経営統括部長 平成23年6月 取締役経営統括部長 平成24年4月 取締役経営統括部長 兼営業副本部長 平成25年6月 常務取締役経営統括部長 兼営業副本部長 平成26年6月 常務取締役 平成28年11月 常務取締役総務部長 平成29年4月 常務取締役営業本部長 平成29年6月 専務取締役営業本部長 令和元年6月 専務取締役 (現職)	令和元年 6月から 2年	3
常務取締役	海治 勝彦	昭和35年7月24日生	昭和59年4月 当行入行 平成16年4月 融資統括部主任業務役 平成18年1月 経営統括部主任業務役 平成19年4月 経営統括部グループ長 平成23年4月 東京支店長 平成25年5月 経営統括部付部長 平成26年4月 コンプライアンス統括部長 兼経営統括部付部長 平成26年6月 取締役経営統括部長 兼コンプライアンス統括部長 平成26年9月 取締役経営統括部長 平成28年4月 取締役経営統括部長 兼コンプライアンス統括部長 平成29年4月 常務取締役 (現職)	令和元年 6月から 2年	5
常務取締役	三宮 昌子	昭和32年5月13日生	昭和51年4月 当行入行 平成15年4月 横浜ニュータウン支店長 平成17年9月 南国支店長 平成18年11月 事務統括部主任業務役 平成20年9月 経営統括部主任業務役 平成21年9月 営業統括部主任業務役 平成22年7月 営業統括部グループ長 平成24年4月 ローン業務部グループ長 平成25年5月 ローン業務部長 平成26年9月 コンプライアンス統括部長 平成27年6月 取締役監査部長 平成29年4月 取締役事務システム部長 平成29年6月 常務取締役事務システム部長 平成31年4月 常務取締役 (現職)	令和元年 6月から 2年	8

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	成瀬 洋	昭和34年3月17日生	昭和56年4月 当行入行 平成15年4月 融資統括部主任業務役 平成17年6月 福井支店長 平成19年1月 帯屋町支店長 平成21年4月 融資統括部グループ長 平成21年9月 市場金融部グループ長 平成25年5月 市場金融部長 平成28年6月 取締役本店営業部長 平成31年4月 常務取締役（現職）	令和元年 6月から 2年	2
常務取締役 営業本部長（兼） 地域連携ビジネス サポート部長	田村 忍	昭和34年4月9日	昭和58年4月 当行入行 平成16年6月 八幡浜支店長 平成19年1月 赤岡支店長 平成21年9月 総務部グループ長 平成24年4月 徳島支店長 平成26年6月 融資統括部長 平成29年4月 地域連携ビジネスサポート部長 兼営業推進部長 平成29年6月 取締役地域連携ビジネスサポ ート部長兼営業推進部長 平成31年4月 取締役地域連携ビジネスサポ ート部長 令和元年6月 常務取締役営業本部長（兼）地 域連携ビジネスサポート部長 （現職）	令和元年 6月から 2年	2
取締役	永房 展子	昭和46年1月17日生	平成9年4月 弁護士登録・あすか協和法律 事務所 平成15年4月 金融庁監督局（任期付職員） 平成17年7月 集あすか法律事務所 弁護士 平成26年10月 日本証券業協会 法務参事 （現職） 平成27年6月 当行取締役（現職） 平成28年4月 小松綜合法律事務所 弁護士 平成28年11月 琴平綜合法律事務所 弁護士 （旧小松綜合法律事務所） （現職）	令和元年 6月から 2年	1
取締役	別役 壽夫	昭和28年7月5日生	昭和51年4月 高知県信用保証協会入協 平成6年4月 同 業務部保証一課課長補佐 平成10年4月 同 総務部総務課長 平成13年4月 同 総務部副部長 平成19年4月 同 総務部長 平成21年3月 同 退職 平成21年4月 同 常勤監事就任 平成29年3月 同 常勤監事退任 平成30年6月 当行取締役（現職）	令和元年 6月から 2年	0
取締役	井奥 和男	昭和32年8月11日生	昭和57年4月 高知県庁入庁 平成21年4月 同 総務部政策企画課長 平成23年4月 同 総務部副部長 平成25年4月 同 地域福祉部長 平成28年4月 同 公営企業局長 平成30年3月 同 定年退職 平成30年6月 公益財団法人高知県文化財団理 事長（現職） 令和元年6月 当行取締役（現職）	令和元年 6月から 2年	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	山田 浩	昭和36年2月14日生	昭和54年4月 大蔵省（現 財務省） 四国財務局入局 平成18年7月 四国財務局理財部 金融監督第一課上席調査官 平成19年7月 四国財務局高知財務事務所 理財課長 平成21年7月 四国財務局総務部 総務課課長補佐 平成23年7月 四国財務局総務部経済調査課長 平成25年7月 四国財務局理財部 金融監督第一課長 平成26年7月 四国財務局松山財務事務所長 平成28年3月 財務省四国財務局辞職 平成28年6月 当行常勤監査役（現職）	平成28年 6月から 4年	0
常勤監査役	吉田 剛	昭和34年10月10日生	昭和59年4月 当行入行 平成17年9月 融資統括部主任業務役 平成21年4月 融資統括部グループ長 平成24年4月 新居浜支店長 平成26年4月 事務システム部副部長 平成27年4月 東京支店長 平成29年4月 監査部長 令和元年6月 常勤監査役（現職）	令和元年 6月から 4年	0
監査役	齊藤 照夫	昭和24年12月29日生	昭和50年4月 高知県警察官任官 昭和63年3月 須崎警察署警備課長 平成12年3月 高知県警察本部警務部 会計課調査官 平成16年3月 清水警察署長 平成17年3月 高知県警察本部警務部 会計課長 平成19年2月 高知県警察本部警務部 参事官兼警務課長 平成20年3月 高知警察署長 平成22年3月 高知県警察退職 平成22年7月 東京海上日動火災保険株式会社 渉外役 平成26年12月 東京海上日動火災保険株式会社 退職 平成28年6月 当行監査役（現職）	平成28年 6月から 4年	1
監査役	府川 一	昭和30年1月16日生	昭和48年4月 大蔵省（現 財務省） 高松国税局入局 平成12年7月 高松国税局総務部総務課 税務情報専門官 平成14年7月 徳島税務署総務課長 平成15年7月 高松国税局課税部資産評価官 平成17年7月 高松税務署副署長 平成18年7月 高松国税局総務部営繕監理官 平成20年7月 中村税務署長 平成21年7月 高松国税局課税部 資産課税課長 平成23年7月 高松国税局総務部会計課長 平成25年7月 高知税務署長 平成27年7月 財務省高松国税局退職 平成27年8月 府川一税理士事務所開業 平成28年6月 当行監査役（現職） 平成28年8月 税理士法人高知さくら会計 社員税理士（現職）	平成28年 6月から 4年	1
計					31

- (注) 1. 和田広男の氏名に関しましては、「開示用電子情報処理組織等による流通開示手続ガイドライン」(金融庁総務企画局)の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、電子開示システム(EDINET)上、使用できる文字で代用しております。
2. 取締役永房展子、別役壽夫及び井奥和男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 永房展子は、婚姻により戸籍の氏を変更しましたが、弁護士業務を北川展子(旧氏名)で行っております。
4. 監査役山田浩、齊藤照夫及び府川一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 所有株式数は、すべて普通株式であり、第1種優先株式は所有しておりません。
6. 当行では、取締役会で決定した経営方針や戦略について、より迅速かつ機動的に遂行する態勢を整備するとともに、取締役会の監督機能の一層の強化につなげるため、また、経営陣の後継者候補となる重要なポストと位置づけ、執行役員本人とその他の行員のモチベーションの向上を図り、人材育成を推進するため、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名で、大阪支店長山本一也、本店営業部長松田裕邦、人事部長深見英治、経営統括部長吉村卓浩で構成されております。

② 社外役員の状況

当行は、3名の社外取締役と3名の社外監査役を選任しております。

選任にあたっては、社外役員自身はもとより社外役員が現任する団体等や歴任した団体・会社等が、現在及び過去に当行との人的関係や資本的关系等において特別な利害関係がなく、独立した立場から客観的・中立的に役割を遂行できること等、独立役員の判断基準を踏まえております。

社外取締役永房展子は、弁護士としての豊富な経験と知見ならびに高い法令遵守の精神を有しており、専門的見地から客観的かつ透明性をもって社外取締役としての役割を適切に遂行できると判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役別役壽夫は、長年にわたる高知県信用保証協会における豊富な経験、並びに監事に携わった実績、及び中小企業診断士として専門的な知見も有しており、経営全般について客観的かつ透明性をもって社外取締役としての役割を適切に遂行できると判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役井奥和男は、高知県の行政分野における長年の豊富な経験があり、また、現在公益財団法人高知県文化財団理事長の要職にあり、幅広い見識を備えており、経営全般について客観的かつ透明性をもって社外取締役としての役割を適切に遂行できると判断し、社外取締役に選任しております。

なお、社外取締役3名は金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

また、監査役会設置会社として4名の監査役を選任し、そのうち3名は社外監査役(うち常勤監査役1名)を選任しております。社外監査役3名は、それぞれ金融に関する豊かな経験と知識、法令等に関する高い知識と経験、税務に関する高い知識と経験を有しております。また、社外監査役府川一は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。社外監査役3名は金融商品取引所の定めに基づく独立役員でもあります。

なお、社外取締役及び社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるよう、社外取締役及び社外監査役と当行との間で責任限定契約を締結しております。

当行においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めており、現在及び最近(注1)において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。

1. 当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者
2. 当行を主要な取引先(注2)とする者、またはその者が法人である場合はその業務執行者
3. 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
4. 当行から役員報酬以外に多額(注3)の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
5. 当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
6. 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
7. 当行の主要株主(注4)、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
8. 次に掲げる者の二親等以内の近親者
 - ア. 上記1.～7.に該当する者
 - イ. 当行または当行の子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等

(注1) 最近とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 主要な取引先とは、直近事業年度の支払額または受取額が売上高(当行の場合は連結経常収益)の2%以上

(注3) 多額とは、過去3年間平均で年間1,000万円以上

(注4) 主要株主とは、議決権の10%以上を保有する株主

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員は積極的に重要会議に出席して情報の収集や共有に努めており、取締役会ではそれぞれの見識に基づいた助言等を行うなど、経営計画等に関する議論の活性化につなげており、客観的立場を踏まえた経営の監督機能を果たしております。

各監査役は、取締役会のほか、重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、本部及び各営業店で、業務及び財産の状況を調査するなど、中立・公正な見地から客観的に経営及び業務執行に関する監査を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性は確保できていると考えております。各監査役は会計監査人及び内部監査を所管する監査部と監査結果等について十分な意見交換を行い、連携をとりながら監査を行っております。

また、社外役員の情報交換並びに認識共有を図るため、「社外取締役と社外監査役による意見交換会」「社外取締役及び社外監査役と監査部による意見交換会」を適時実施しております。

当行は、取締役等候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。委員会は社外取締役3名、社外監査役3名、取締役1名の合計7名で構成しており、委員長は社外取締役が務めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役会は、本報告書提出日現在4名、うち3名は社外監査役（うち常勤監査役1名）で構成されております。社外監査役3名は、それぞれ金融に関する豊かな経験と知識、法令等に関する高い知識と経験、税務に関する高い知識と経験を有しております。また、社外監査役府川一は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。常勤の社外監査役は、他の常勤監査役と連携しながら本部・営業店・子会社往査、現物監査等、全般的な監査を行っております。監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要会議に出席し、その会議の中で適切に提言・助言等を行っております。

② 内部監査の状況

業務運営部門から独立した内部監査部門として監査部を設置しており、本報告書提出日現在の人員数は10名であります。

監査部は、業務の健全性及び適切性の維持・向上のため、本部・営業店及び連結子会社の業務運営に関して、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を実施し、取締役会に報告しております。

監査役会は、会計監査人から適時適切な報告を受けるほか、定期的な会合等を通じて監査実施状況等についての十分な意見交換を行っており、独立性確保の前提のもとに相互間の連携の強化を図っております。

監査役会は、内部監査部門である監査部から適時適切な報告を受けるほか、毎月の監査評定会や監査講評時の立会い等を通じて、十分な意見交換を行っております。また、監査部は監査役監査における指摘事項について、監査実施の際にフォローを行っております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ. 業務を執行した公認会計士

脇田 勝裕

秋山 範之

ハ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他6名

ニ. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査の適切性について、監査品質や独立性等から毎年総合的に判断し、必要がある場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人を評価した結果、会計監査人に求められる品質管理体制、独立性等を有しており、かつ、監査の実施体制等も適切であると判断いたしました。また、再任を不適当とする事項も認められませんでした。この結果、「監査役監査基準」及び「会計監査人の選定基準」に基づき、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として再任することが適当であると判断しました。

ホ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、「会計監査人の評価基準」に基づき、監査法人の品質管理体制、監査チームの状況、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者との関係、グループ監査及び不正リスクへの対応状況等を総合的に勘案の上評価した結果、有限責任 あずさ監査法人の監査は適正に実施されていると評価しております。

④ 監査報酬の内容

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	65	—	65	—
連結子会社	1	—	1	—
計	66	—	66	—

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬
該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針
該当事項はありません。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の前提となる見積りの算出根拠及び会計監査人の職務遂行状況等について確認し検討した結果、本報酬額は適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬に分けられ、平成29年6月27日開催の定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入および信託拠出額の範囲（当初4年間は72百万円、延長の場合は3年毎に54百万円）を決定しております。なお、社外取締役及び監査役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

当行の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、平成20年6月26日であり、決議の内容は、報酬限度額に関する決議（取締役の報酬額は年額132百万円以内（この額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬額は年額54百万円以内）であります。

取締役の基本報酬の決定に当たっては、当行の業績を踏まえて、株主総会の決議で定められた報酬総額の範囲内で、役位毎の責任の重さに応じて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。業績連動型株式報酬の決定におきましても、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

監査役の報酬につきましては、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定した金額としております。

当行では、取締役等候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役・監査役の選任・解任（株主総会決議事項）や代表取締役の選定・解職、後継者計画に関する事項のほか、業績連動型株式報酬を含む取締役等の報酬に関する事項などについて審議のうえ、答申を行っております。

委員会は平成30年11月に設置し、取締役4名（うち社外取締役3名）、社外監査役3名で構成しており、社外取締役が委員長を務めております。平成30年度には委員会を1回開催して、執行役員の選任及び報酬などを審議しており、委員は全員出席しました。本年度は本報告書提出日までに委員会を3回開催し、取締役等の選任や報酬について審議を行っています。

また、業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80％と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」20％で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当する当行の株式が交付されます。

業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益15億円であり、実績は9億円でした。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額			
			固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	その他
取締役（社外取締役を除く）	6	109	98	11	—	—
監査役（社外監査役を除く）	1	13	13	—	—	—
社外役員	6	36	36	—	—	—

重要な使用人兼務役員の使用人給与額は18百万円、員数は2人であります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当行では、純投資目的の投資株式は中長期に保有して、配当利回りや株価の値上がりを期待するものとし、純投資目的以外の目的である投資株式は、当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献などの観点により保有するものとして区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献や資本コスト等の経済合理性などを踏まえて保有意義を判断し、その保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

また、保有の合理性を検証する方法として、保有目的に応じた便益や投資先の財務・業績等のリスク等が資本コストに見合っているか、将来の見通し等も踏まえて、投資先ごとの保有意義の妥当性を定期的に取り締役会において検証しております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	25	6,930
非上場株式	46	927

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	—	—	—
非上場株式	1	6	新規取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
上場株式	1	654
非上場株式	1	10

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注） 2 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社技研製作所	793,338	793,338	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	2,685	2,387		
SOMPOホールディングス株式会社	306,300	306,300	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有
	1,255	1,311		
東京海上ホールディ ングス株式会社	126,800	126,800	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有
	679	600		
株式会社ヨンキュウ	297,400	297,400	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	429	420		
四国電力株式会社	300,000	300,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	404	378		
株式会社ミロク	133,156	665,781	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	250	306		
日本通運株式会社	34,500	34,500	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	212	245		
株式会社淀川製鋼所	97,000	97,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	199	278		
グローブライド株式 会社	50,000	50,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	131	131		
総合警備保障株式会 社	24,000	24,000	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	115	126		
三井住友トラスト・ ホールディングス株 式会社	20,860	20,860	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有
	82	89		
株式会社四国銀行	62,825	62,825	近隣金融機関との関係強化のために保有 しており、地域貢献に関する情報交換な どを行っております。	有
	65	94		
兼松エンジニアリン グ株式会社	50,700	50,700	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	60	74		
株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	33,880	48,400	総合的な協力関係の維持・強化のために 保有しており、災害時相互協力の協定を 結んでおります。	有
	52	84		
凸版印刷株式会社	26,000	52,000	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、I R 関連の情報収集を行 っております。	有
	43	45		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	12,300	12,300	業務上の協力関係の維持・強化のために保有しており、金融商品に関する情報交換などを行っております。	有
	41	41		
株式会社大東銀行	60,000	60,000	総合的な協力関係の維持・強化のために保有しており、災害時相互協力の協定を結んでおります。	有
	38	74		
株式会社宮崎太陽銀行	26,800	26,800	総合的な協力関係の維持・強化のために保有しており、業務運営上の情報交換を行っております。	有
	38	44		
株式会社豊和銀行	51,100	511,000	総合的な協力関係の維持・強化のために保有しており、業務運営上の情報交換を行っております。	有
	34	40		
株式会社東京自働機械製作所	20,500	20,500	営業上の取引関係の維持・強化のために保有しております。	有
	33	36		
ダイコー通産株式会社	20,000	（注） 3	営業上の取引関係の維持・強化のために保有しております。	有
	31	（注） 3		
株式会社ありがとうサービス	9,200	9,200	営業上の取引関係の維持・強化のために保有しております。	無
	20	22		
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	3,400	3,400	業務上の協力関係の維持・強化のために保有しており、金融商品に関する情報交換などを行っております。	有
	13	15		
シンフォニアテクノロジー株式会社	6,000	30,000	営業上の取引関係の維持・強化のために保有しております。	有
	8	10		
株式会社鳥貴族	2,100	2,100	営業上の取引関係の維持・強化のために保有しております。	無
	3	6		
株式会社キタムラ	—	532,300	前事業年度において、営業上の取引関係の維持・強化のために保有しておりました。	無
	—	498		
株式会社ケーズホールディングス	—	8,640	前事業年度において、営業上の取引関係の維持・強化のために保有しておりました。	無
	—	25		

（注） 1. 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 定量的な保有効果については記載が困難ですが、令和元年5月に実施した取締役会において保有の合理性を検証しております。

3. ダイコー通産株式会社は、平成31年3月12日付で東京証券取引所市場第二部に上場しております。

(みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
_____	—	—	_____	—
	—	—		

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	149	8,969	144	9,755
非上場株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
上場株式	244	268	671
非上場株式	—	—	—

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当ありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
株式会社ケーズホールディングス	17,280	6

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。なお、当連結会計年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※6 77,263	※6 66,696
金銭の信託	1,069	1,069
有価証券	※6, ※11 314,493	※6, ※11 304,416
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 692,357	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 695,794
外国為替	1,019	1,101
リース債権及びリース投資資産	※6 6,594	※6 6,858
その他資産	※6 14,962	※6 14,023
有形固定資産	※9, ※10 16,366	※9, ※10 16,112
建物	4,509	4,567
土地	※8 10,566	※8 10,356
建設仮勘定	109	7
その他の有形固定資産	1,181	1,182
無形固定資産	559	374
ソフトウェア	415	323
ソフトウェア仮勘定	7	7
その他の無形固定資産	136	44
繰延税金資産	4	3
支払承諾見返	1,579	1,699
貸倒引当金	△11,360	△11,978
資産の部合計	1,114,907	1,096,172
負債の部		
預金	※6 919,629	※6 900,902
譲渡性預金	30,000	48,670
コールマネー及び売渡手形	—	221
借入金	※6 77,982	※6 60,117
外国為替	—	5
その他負債	5,175	4,745
賞与引当金	385	372
退職給付に係る負債	3,306	3,215
役員退職慰労引当金	5	—
睡眠預金払戻損失引当金	204	222
株式報酬引当金	11	22
繰延税金負債	886	514
再評価に係る繰延税金負債	※8 1,753	※8 1,706
負ののれん	119	102
支払承諾	1,579	1,699
負債の部合計	1,041,040	1,022,519

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
純資産の部		
資本金	19,544	19,544
資本剰余金	16,702	16,702
利益剰余金	24,518	25,151
自己株式	△187	△188
株主資本合計	60,576	61,209
その他有価証券評価差額金	6,717	5,914
土地再評価差額金	※8 3,674	※8 3,566
退職給付に係る調整累計額	4	△13
その他の包括利益累計額合計	10,396	9,466
新株予約権	38	38
非支配株主持分	2,855	2,938
純資産の部合計	73,867	73,653
負債及び純資産の部合計	1,114,907	1,096,172

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
経常収益	23,551	23,185
資金運用収益	15,104	14,021
貸出金利息	10,681	10,345
有価証券利息配当金	4,368	3,620
コールローン利息及び買入手形利息	0	0
預け金利息	42	40
その他の受入利息	12	14
役務取引等収益	2,240	2,064
その他業務収益	5,333	6,110
その他経常収益	873	987
貸倒引当金戻入益	252	—
償却債権取立益	99	64
その他の経常収益	※1 521	※1 923
経常費用	20,571	21,282
資金調達費用	800	507
預金利息	754	460
譲渡性預金利息	4	7
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	4
債券貸借取引支払利息	5	1
借用金利息	36	32
役務取引等費用	1,743	1,819
その他業務費用	5,432	5,477
営業経費	※2 12,382	※2 12,032
その他経常費用	212	1,445
貸倒引当金繰入額	—	769
その他の経常費用	※3 212	※3 676
経常利益	2,980	1,903
特別利益	25	—
固定資産処分益	25	—
特別損失	260	245
固定資産処分損	48	44
減損損失	※4 211	※4 200
税金等調整前当期純利益	2,745	1,658
法人税、住民税及び事業税	653	795
法人税等調整額	263	△133
法人税等合計	916	662
当期純利益	1,828	996
非支配株主に帰属する当期純利益	80	31
親会社株主に帰属する当期純利益	1,747	964

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益	1,828	996
その他の包括利益	※1 571	※1 △768
その他有価証券評価差額金	523	△749
退職給付に係る調整額	48	△18
包括利益	2,400	227
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,289	142
非支配株主に係る包括利益	110	85

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,544	16,706	23,217	△143	59,324
当期変動額					
剰余金の配当			△443		△443
親会社株主に帰属する当期純利益			1,747		1,747
自己株式の取得				△60	△60
自己株式の処分		△4		15	11
土地再評価差額金の取崩			△3		△3
連結子会社の増資による持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△4	1,300	△44	1,251
当期末残高	19,544	16,702	24,518	△187	60,576

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,224	3,670	△43	9,851	49	2,741	71,967
当期変動額							
剰余金の配当							△443
親会社株主に帰属する当期純利益							1,747
自己株式の取得							△60
自己株式の処分							11
土地再評価差額金の取崩							△3
連結子会社の増資による持分の増減							△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	493	3	48	545	△11	113	647
当期変動額合計	493	3	48	545	△11	113	1,899
当期末残高	6,717	3,674	4	10,396	38	2,855	73,867

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,544	16,702	24,518	△187	60,576
当期変動額					
剰余金の配当			△438		△438
親会社株主に帰属する当期純利益			964		964
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		—		—	—
土地再評価差額金の取崩			107		107
連結子会社の増資による持分の増減		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	633	△1	632
当期末残高	19,544	16,702	25,151	△188	61,209

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,717	3,674	4	10,396	38	2,855	73,867
当期変動額							
剰余金の配当							△438
親会社株主に帰属する当期純利益							964
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							—
土地再評価差額金の取崩							107
連結子会社の増資による持分の増減							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△803	△107	△18	△929	—	83	△846
当期変動額合計	△803	△107	△18	△929	—	83	△214
当期末残高	5,914	3,566	△13	9,466	38	2,938	73,653

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,745	1,658
減価償却費	971	1,006
減損損失	211	200
負ののれん償却額	△17	△17
貸倒引当金の増減 (△)	△633	618
賞与引当金の増減額 (△は減少)	0	△12
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△47	△117
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	0	△5
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△27	18
株式報酬引当金の増減額 (△は減少)	11	11
資金運用収益	△15,104	△14,021
資金調達費用	800	507
有価証券関係損益 (△)	110	△1,083
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△166	△47
為替差損益 (△は益)	0	△0
固定資産処分損益 (△は益)	23	44
商品有価証券の純増 (△) 減	405	—
貸出金の純増 (△) 減	△6,473	△3,437
預金の純増減 (△)	20,556	△18,727
譲渡性預金の純増減 (△)	15,280	18,670
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△10,721	△17,864
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	5,113	101
コールマネー等の純増減 (△)	—	221
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	93	△82
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△0	5
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△117	△308
資金運用による収入	15,455	14,369
資金調達による支出	△1,167	△1,082
その他	△7,251	△515
小計	20,051	△19,892
法人税等の支払額	△864	△422
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,187	△20,315

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△99,820	△71,111
有価証券の売却による収入	55,133	31,845
有価証券の償還による収入	41,679	50,326
有形固定資産の取得による支出	△982	△704
有形固定資産の売却による収入	29	20
有形固定資産の除却による支出	—	△21
無形固定資産の取得による支出	△123	△62
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,084	10,291
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△443	△438
非支配株主への配当金の支払額	△2	△2
自己株式の取得による支出	△60	△1
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△505	△442
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	14,597	△10,465
現金及び現金同等物の期首残高	61,675	76,272
現金及び現金同等物の期末残高	76,272	65,806

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

株式会社高銀ビジネス、オーシャンリース株式会社、株式会社高知カード、こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：39年～50年

その他：5年～10年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,582百万円（前連結会計年度末は2,377百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社においては、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役（社外取締役を除く）への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

(貸手側)

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 負ののれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入)

当行は、平成30年3月期より、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は55,800千円、株式数は45千株であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
破綻先債権額	303百万円	451百万円
延滞債権額	27,423百万円	27,306百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,423百万円	1,450百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
合計額	29,150百万円	29,207百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
6,871百万円	6,211百万円

※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	86,395百万円	85,917百万円
リース債権及びリース投資資産	565百万円	303百万円
現金預け金	40百万円	40百万円
計	87,000百万円	86,261百万円
担保資産に対応する債務		
預金	405百万円	430百万円
借入金	73,035百万円	54,755百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
有価証券	5,084百万円	2,029百万円
現金預け金	18百万円	18百万円
その他資産	6百万円	6百万円

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
敷金保証金	200百万円	199百万円
中央清算機関差入証拠金	4,888百万円	5,000百万円
その他の保証金	1,024百万円	1,023百万円

※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
融資未実行残高	181,830百万円	183,867百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消し可能なもの)	180,309百万円	183,328百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
5,264百万円	5,116百万円

※9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
減価償却累計額	14,655百万円	14,814百万円

※10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	850百万円 (一)	850百万円 (一)

※11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
11,090百万円	11,410百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
株式等売却益	164百万円	629百万円
金銭の信託運用益	166百万円	47百万円

※ 2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
給料・手当	6,570百万円	6,361百万円

※ 3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
貸出金償却	146百万円	447百万円
株式等償却	2百万円	104百万円
信用保証協会の責任共有制度における負担金	40百万円	41百万円

※ 4. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

			前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	減損損失 (百万円)
高知県内	営業店舗	土地	95	158
		建物	110	12
	社宅	建物	5	—
	遊休資産等	土地	—	2
		建物	—	27

当行の資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	627	49
組替調整額	122	△1,074
税効果調整前	750	△1,025
税効果額	△226	276
その他有価証券評価差額金	523	△749
退職給付に係る調整額		
当期発生額	9	△21
組替調整額	59	△5
税効果調整前	69	△26
税効果額	△21	8
退職給付に係る調整額	48	△18
その他の包括利益合計	571	△768

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	102,448	—	92,203	10,244	(注)1, 2
第1種優先株式	75,000	—	67,500	7,500	(注)1, 3
合計	177,448	—	159,703	17,744	
自己株式					
普通株式	892	469	1,234	127	(注) 1, 4, 5
合計	892	469	1,234	127	

(注) 1. 平成29年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。

2. 普通株式の発行済株式数に係る減少92,203千株は、株式併合による減少であります。

3. 第1種優先株式の発行済株式数に係る減少67,500千株は、株式併合による減少であります。

4. 自己株式における普通株式の当連結会計年度末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式45千株が含まれております。

5. 増加数の内訳は、以下のとおりであります。

株式併合前の単元未満株式の買取りによる増加 17千株

株式交付信託の保有による増加 450千株

株式併合に伴う端株の買取りによる増加 0千株

株式併合後の単元未満株式の買取りによる増加 1千株

減少数の内訳は、以下のとおりであります。

ストック・オプションの行使による減少 97千株

株式併合前の単元未満株式の売渡しによる減少 1千株

株式併合による減少 1,135千株

株式併合後の単元未満株式の売渡しによる減少 0千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会 計年度期 首	当連結会計年度		当連結会 計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプション としての新株予約権		－				38	
合計			－				38	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	152	1.50	平成29年3月31日	平成29年6月28日
	第1種優先株式	115	1.5408	平成29年3月31日	平成29年6月28日
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	101	1.00	平成29年9月30日	平成29年12月8日
	第1種優先株式	73	0.9824	平成29年9月30日	平成29年12月8日

(注) 1. 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（平成29年9月30日基準日：450千株）に対する配当金450千円が含まれております。

2. 1株当たり配当額については、基準日が平成29年10月1日付の株式併合より前であるため、株式併合を加味しておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	152	利益剰余金	15.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日
	第1種優先 株式	110	利益剰余金	14.736	平成30年3月31日	平成30年6月27日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（平成30年3月31日基準日：45千株）に対する配当金675千円が含まれております。

当連結会計年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,244	—	—	10,244	
第1種優先株式	7,500	—	—	7,500	
合計	17,744	—	—	17,744	
自己株式					
普通株式	127	1	—	129	(注) 1, 2
合計	127	1	—	129	

(注) 1. 自己株式における普通株式の当連結会計年度末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式45千株が含まれております。

2. 自己株式における普通株式の増加株式数1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会 計年度期 首	当連結会計年度		当連結会 計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプション としての新株予約権	—					38	
合計		—					38	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	152	15.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日
	第1種優先株式	110	14.736	平成30年3月31日	平成30年6月27日
平成30年11月9日 取締役会	普通株式	101	10.00	平成30年9月30日	平成30年12月7日
	第1種優先株式	74	9.888	平成30年9月30日	平成30年12月7日

(注) 1. 平成30年6月26日定時株主総会の決議による「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（平成30年3月31日基準日：45千株）に対する配当金675千円が含まれております。

2. 平成30年11月9日取締役会の決議による「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（平成30年9月30日基準日：45千株）に対する配当金450千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和元年6月25日 定時株主総会	普通株式	152	利益剰余金	15.00	平成31年3月31日	令和元年6月26日
	第1種優先 株式	111	利益剰余金	14.832	平成31年3月31日	令和元年6月26日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（平成31年3月31日基準日：45千株）に対する配当金675千円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
現金預け金勘定	77,263百万円	66,696百万円
普通預け金	△726百万円	△122百万円
通知預け金	—	△300百万円
定期預け金	△188百万円	△188百万円
その他預け金	<u>△76百万円</u>	<u>△278百万円</u>
現金及び現金同等物	<u>76,272百万円</u>	<u>65,806百万円</u>

(リース取引関係)

リース取引関係について記載すべき重要なものではありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出金業務や預金業務を中心とした金融サービス業務を行うほか、債券等により有価証券運用を行っており、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

保有している主な金融負債は、顧客から調達する預金であり、これは金利リスクに晒されています。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループでは、「リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」のほか、信用リスクに関する管理規程に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っています。

営業店及び審査部門（融資統括部）において、個別債務者の財務分析、業界動向、資金使途、返済計画の評価を行うことで、個別債務者の管理をしております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するように努めています。さらに、自己査定等の状況については、監査部がチェックしております。

リスク管理部門（与信管理部）において、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、銀行全体の適切な与信ポートフォリオの構築を図るとともに、ストレス・テストを行っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

② 市場リスクの管理

リスク管理部門は、金利リスクをはじめとした市場リスク量を計測するとともに、ストレス・テストを行って、金利・株式市場が大きく変動した場合に、自己資本に与える影響を試算しています。また、市場リスクを一定の範囲内に管理するため、ポジション枠、損失限度額、リスク・リミットのリスク限度枠を設定しており、リスク管理委員会等において、市場リスクのコントロールについて検討を行っております。

（i）金利リスクの管理

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定及び金利変動に感応するオフバランス勘定を含む）における金利リスクは、観測期間5年で計測した金利変動の1%タイル値・99%タイル値による金利ショックを与え計量化しています。

また、上記の方法以外にも貸出金、預金、有価証券などについて、BPV（ベース・ポイント・バリュエーション）、ギャップ分析、VaR（バリュー・アット・リスク）などの計測手法を用いて計量化しています。

（ii）為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があり、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

（iii）価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、市場リスクに関する管理規程に基づき、リスクを管理しております。資金運用部門である市場金融部は、予め取締役会において定められた取引種類ごとの運用限度額や保有基準等の範囲内で運用を行うことにより、価格変動リスクを管理しています。これらのモニタリング結果は、リスク管理部門を通じて、定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告し、検討、分析を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、金利リスク、為替リスク、株式等の価格変動リスクなどを、統一的なリスク尺度としてVaRを利用することにより管理しています。VaRの計測手法には分散共分散法を用いており、過去1年間のヒストリカル・データに基づき、保有期間は、債券60営業日、純投資株式60営業日、政策投資株式240営業日、投資信託60営業日、預貸金120営業日とし、信頼区間片側99.0%によりリスク量を集計しています。これらの前提条件をもとに計測した、平成31年3月31日時点における当行単体のVaRの値は7,284百万円（前連結会計年度末は6,476百万円）です。

VaR計測モデルについては、定期的にバック・テストングを実施することにより、その有効性を分析しています。なお、分散共分散法によるVaRは、統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件等によって、大きく異なる値となるものであり、また、最大損失額の予測を意図するものではありません。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、管理規程の整備を進めるとともに、取締役会において年度毎にリスク管理プログラムを定め、流動性リスクの顕在化を防止しております。また、流動性リスクの主管部である市場金融部では、資金繰りをする部門（フロント・オフィス）と事務処理及びリスク管理を担当する部門（バック・オフィス）を分離し、それぞれ管理ルールに則った業務運営を行っており、相互に牽制機能が働く体制をとるとともに、リスク統括部署（経営統括部）においてモニタリングを実施しています。

リスクの分析結果は定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	77,263	77,263	—
(2) 金銭の信託	1,069	1,069	—
(3) 有価証券 その他有価証券	313,292	313,292	—
(4) 貸出金 貸倒引当金(*1)	692,357 △11,125		
	681,232	682,855	1,622
資産計	1,072,857	1,074,480	1,622
(1) 預金	919,629	919,763	133
(2) 譲渡性預金	30,000	30,000	—
(3) コールマネー及び売渡手形	—	—	—
(4) 借入金	77,982	77,818	△164
負債計	1,027,612	1,027,581	△31

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成31年 3 月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	66,696	66,696	—
(2) 金銭の信託	1,069	1,069	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	303,178	303,178	—
(4) 貸出金	695,794		
貸倒引当金（＊１）	△11,583		
	684,211	687,438	3,226
資産計	1,055,155	1,058,382	3,226
(1) 預金	900,902	900,959	57
(2) 譲渡性預金	48,670	48,670	—
(3) コールマネー及び売渡手形	221	221	—
(4) 借入金	60,117	60,087	△30
負債計	1,009,912	1,009,938	26

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債等は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くこと等により、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成30年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成31年 3 月31日)
① 非上場株式(* 1)(* 2)	1,106	1,089
② 組合出資金(* 3)	94	148
合 計	1,200	1,238

(※ 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※ 2) 前連結会計年度において、非上場株式についての減損処理額はありません。

当連結会計年度において、非上場株式についての減損処理額はありません。

(※ 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	63,840	—	—	—	—	—
有価証券	46,140	78,324	42,588	14,704	31,834	59,130
その他有価証券のうち 満期があるもの	46,140	78,324	42,588	14,704	31,834	59,130
うち国債	25,000	29,000	12,000	1,000	3,000	7,000
地方債	—	8,295	—	—	1,700	—
社債	14,478	20,768	20,120	5,530	8,270	45,874
外国債券	5,462	13,887	5,331	7,174	6,372	5,756
その他	1,199	6,374	5,137	1,000	12,492	500
貸出金(※)	184,279	136,633	90,498	59,060	63,369	106,965
合 計	294,260	214,958	133,087	73,765	95,204	166,096

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない27,726百万円、期間の定めのないもの23,822百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成31年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	53,035	—	—	—	—	—
有価証券	40,414	60,879	36,064	25,123	28,835	73,071
その他有価証券のうち 満期があるもの	40,414	60,879	36,064	25,123	28,835	73,071
うち国債	16,000	19,000	6,000	1,000	4,000	4,000
地方債	3,751	4,544	—	—	2,100	—
社債	11,947	19,146	10,217	5,790	5,500	62,991
外国債券	6,619	11,664	15,550	12,259	4,408	5,798
その他	2,096	6,524	4,296	6,074	12,826	281
貸出金(※)	187,792	133,319	89,954	57,715	67,142	110,213
合 計	281,242	194,198	126,018	82,839	95,977	183,285

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない27,757百万円、期間の定めのないもの21,898百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	831,014	84,784	3,732	49	21	25
譲渡性預金	30,000	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	—	—	—	—	—	—
借入金	14,664	45,414	17,767	113	22	—
合 計	875,679	130,199	21,500	163	43	25

(※) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成31年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	802,770	94,899	3,180	5	22	24
譲渡性預金	48,670	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	221	—	—	—	—	—
借入金	9,146	42,732	7,968	148	122	—
合 計	860,808	137,632	11,148	153	145	24

(※) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	14,522	8,639	5,883
	債券	192,869	188,572	4,296
	国債	79,120	76,575	2,544
	地方債	9,889	9,540	348
	社債	103,859	102,456	1,403
	その他	47,862	46,151	1,711
	外国債券	30,266	29,703	562
	小計	255,254	243,363	11,891
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	3,216	3,605	△388
	債券	18,407	18,543	△135
	国債	957	994	△36
	地方債	498	498	△0
	社債	16,951	17,049	△98
	その他	36,413	37,987	△1,573
	外国債券	14,165	14,495	△329
	小計	58,037	60,136	△2,098
合計		313,292	303,499	9,792

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額1,200百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成31年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	12,264	6,770	5,493
	債券	172,559	168,646	3,913
	国債	51,300	49,476	1,824
	地方債	10,692	10,435	256
	社債	110,566	108,734	1,832
	その他	59,785	57,701	2,084
	外国債券	38,305	37,780	524
	小計	244,609	233,118	11,491
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	4,335	5,172	△836
	債券	11,315	11,361	△45
	国債	993	995	△1
	地方債	—	—	—
	社債	10,321	10,366	△44
	その他	42,916	44,765	△1,848
	外国債券	18,377	18,700	△322
	小計	58,568	61,298	△2,730
合計		303,178	294,416	8,761

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額1,238百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,788	164	—
債券	53,683	231	△60
国債	19,249	20	△7
地方債	2,393	0	△6
社債	32,039	210	△46
その他	10	2	—
外国債券	—	—	—
合計	55,482	397	△60

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,703	629	－
債券	26,087	518	△0
国債	3,302	362	－
地方債	2,905	6	△0
社債	19,879	148	△0
その他	3,675	63	△0
外国債券	3,662	63	△0
合計	31,466	1,211	△0

5. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、社債203百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、113百万円（株式100百万円、社債13百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として、銘柄ごとに以下のとおり定めております。

- ① 時価が取得原価に対して50%以上下落している場合
- ② 時価が取得原価に対して30%以上50%未満下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,069	△34

当連結会計年度（平成31年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,069	28

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)
連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成30年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	9,793
その他有価証券	9,793
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	2,931
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	6,862
（△）非支配株主持分相当額	144
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	6,717

当連結会計年度（平成31年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	8,767
その他有価証券	8,767
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	2,654
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	6,113
（△）非支配株主持分相当額	198
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,914

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成30年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	16,026	—	321	321
	買建	322	—	△5	△5
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	316	316

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成31年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	15,703	—	△169	△169
	買建	329	—	1	1
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△168	△168

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、平成22年1月1日から確定拠出企業型年金制度（前払い退職金制度との選択制）と退職一時金制度で構成する退職給付制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合があります。

なお、連結子会社は、主として退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,423	3,306
勤務費用	163	162
利息費用	30	29
数理計算上の差異の発生額	△9	21
退職給付の支払額	△301	△305
退職給付債務の期末残高	3,306	3,215

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	3,306	3,215
年金資産	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,306	3,215

退職給付に係る負債	3,306	3,215
退職給付に係る資産	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,306	3,215

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
勤務費用 (注1)	163	162
利息費用	30	29
数理計算上の差異の費用処理額	59	△5
その他 (注2)	10	2
確定給付制度に係る退職給付費用	265	189

(注1) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(注2) 臨時に支払った割増退職金であります。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目 (税効果控除前) の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
数理計算上の差異	69	△26
合計	69	△26

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目 (税効果控除前) の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (平成30年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成31年 3 月31日)
未認識数理計算上の差異	△6	19
合計	△6	19

(7) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

区分	前連結会計年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
割引率	0.90%	0.90%
予想昇給率等	7.34%	7.06%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度159百万円、当連結会計年度155百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

当行は、平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会において、当行取締役役に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額及び当該新株予約権の具体的な内容について承認をいただきましたが、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入に関する議案の可決承認をもって、上記新株予約権に係る取締役の報酬枠を廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことといたしました。

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
決議年月日	平成20年8月8日	平成21年8月12日	平成22年8月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役7名	当行の取締役7名	当行の取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの数 ※1	普通株式 13,600株	普通株式 12,900株	普通株式 14,600株
付与日	平成20年8月26日	平成21年8月27日	平成22年8月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。		
権利行使期間	自 平成20年8月27日 至 平成50年8月26日	自 平成21年8月28日 至 平成51年8月27日	自 平成22年9月1日 至 平成52年8月31日
新株予約権の数(個) ※2	25(注1)	25(注1)	30(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 ※2	普通株式 2,500株(注2)	普通株式 2,500株(注2)	普通株式 3,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額 ※2	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※2	発行価格 950円 資本組入額 480円	発行価格 830円 資本組入額 420円	発行価格 670円 資本組入額 340円
新株予約権の行使の条件	(注3)		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※2	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※2	(注4)		

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
決議年月日	平成23年 8 月 8 日	平成24年 8 月 7 日	平成25年11月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行の取締役 8 名	当行の取締役 7 名	当行の取締役 7 名
株式の種類別のストック・オプションの数 ※ 1	普通株式 14,600株	普通株式 14,600株	普通株式 8,000株
付与日	平成23年 8 月25日	平成24年 9 月12日	平成25年12月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。		
権利行使期間	自 平成23年 8 月26日 至 平成53年 8 月25日	自 平成24年 9 月13日 至 平成54年 9 月12日	自 平成25年12月27日 至 平成55年12月26日
新株予約権の数（個） ※ 2	39（注 1）	51（注 1）	40（注 1）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 ※ 2	普通株式 3,900株 （注 2）	普通株式 5,100株 （注 2）	普通株式 4,000株 （注 2）
新株予約権の行使時の払込金額 ※ 2	1 株当たり1円	1 株当たり1円	1 株当たり1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※ 2	発行価格 750円 資本組入額 380円	発行価格 770円 資本組入額 390円	発行価格 1,420円 資本組入額 710円
新株予約権の行使の条件	（注 3）		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※ 2	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ 2	（注 4）		

	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
決議年月日	平成26年 8 月 8 日	平成27年 8 月 7 日	平成28年 8 月 9 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行の取締役 7 名	当行の取締役 7 名	当行の取締役 7 名
株式の種類別のストック・オプションの数 ※ 1	普通株式 8,500株	普通株式 7,700株	普通株式 11,400株
付与日	平成26年 8 月27日	平成27年 8 月26日	平成28年 8 月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。		
権利行使期間	自 平成26年 8 月28日 至 平成56年 8 月27日	自 平成27年 8 月27日 至 平成57年 8 月26日	自 平成28年 8 月25日 至 平成58年 8 月24日
新株予約権の数（個） ※ 2	47（注 1）	46（注 1）	81（注 1）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 ※ 2	普通株式 4,700株 （注 2）	普通株式 4,600株 （注 2）	普通株式 8,100株 （注 2）
新株予約権の行使時の払込金額 ※ 2	1 株当たり1円	1 株当たり1円	1 株当たり1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※ 2	発行価格 1,270円 資本組入額 640円	発行価格 1,330円 資本組入額 670円	発行価格 960円 資本組入額 480円
新株予約権の行使の条件	（注 3）		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※ 2	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ 2	（注 4）		

※1 株式数に換算して記載しております。

※2 当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末（令和元年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注1）新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、上記表中の株式数及び金額は、当行が平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映している。

（注2）新株予約権の割当日後に当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

（注3）新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

①相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

②相続承継人は、相続開始後10カ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。

③相続承継人は、所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から3カ月以内に限り新株予約権を行使することができる。

(3) その他権利行使の条件は、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（注4）当行が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当行が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

（追加情報）

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成31年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	2,500	2,500	3,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	2,500	2,500	3,000
	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	3,900	5,100	4,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	3,900	5,100	4,000

	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	4,700	4,600	8,100
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	4,700	4,600	8,100

② 単価情報

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	940	820	660
	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	740	760	1,410
	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,260	1,320	950

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションは該当ありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用します。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成30年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成31年 3 月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,786百万円	4,144百万円
退職給付に係る負債	1,006	979
その他有価証券評価差額金	638	831
固定資産の減損損失	375	389
有価証券評価損	276	191
賞与引当金	117	113
繰延資産	115	104
減価償却	26	11
税務上の繰越欠損金	6	12
その他	425	424
繰延税金資産小計	6,774	7,203
評価性引当額 (注)	△3,972	△4,114
繰延税金資産合計	2,801	3,089
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,569	△3,486
固定資産圧縮積立金	△104	△104
子会社の留保利益金	△10	△10
繰延税金負債合計	△3,684	△3,600
繰延税金資産(△は負債)の純額	△882百万円	△511百万円

(注) 評価性引当額が141百万円増加しております。主な要因は、貸倒引当金に関する評価性引当額を207百万円追加的に認識し、有価証券評価損に関する評価性引当額が84百万円減少したこと等によるものです。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率	30.69%	30.45%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61	0.93
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.98	△1.84
住民税均等割等	0.93	1.54
評価性引当額	2.63	8.53
その他	△0.49	0.31
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.39%	39.92%

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度から適用し、税効果関係注記を変更しております。

税効果関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(2)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社4社で構成されており、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

「クレジットカード業」は、株式会社高知カードにおいて、クレジットカード業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	18,087	5,119	351	23,559	△7	23,551
セグメント間の内部経常収益	38	79	—	117	△117	—
計	18,126	5,199	351	23,676	△124	23,551
セグメント利益又は損失（△）	2,714	257	9	2,981	△0	2,980
セグメント資産	1,103,533	12,700	2,635	1,118,869	△3,961	1,114,907
セグメント負債	1,034,091	8,997	1,594	1,044,682	△3,642	1,041,040
その他の項目						
減価償却費	896	58	1	956	15	971
資金運用収益	15,073	18	41	15,133	△28	15,104
資金調達費用	766	61	0	828	△27	800
特別利益	25	—	—	25	—	25
特別損失	259	—	—	259	0	260
（減損損失）	211	—	—	211	—	211
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,211	5	0	1,217	12	1,229

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 調整額は、次のとおりであります。

- （1）外部顧客に対する経常収益の調整額△7百万円は、「クレジットカード業」の貸倒引当金繰入額であります。
- （2）セグメント利益又は損失（△）の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
- （3）セグメント資産の調整額△3,961百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （4）セグメント負債の調整額△3,642百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （5）減価償却費の調整額15百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
- （6）資金運用収益の調整額△28百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （7）資金調達費用の調整額△27百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （8）特別損失の調整額0百万円は、グループ内のリース取引における固定資産処分損の増加額であります。
- （9）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額12百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	17,279	5,533	372	23,185	—	23,185
セグメント間の内部経常収益	35	79	—	114	△114	—
計	17,315	5,612	372	23,300	△114	23,185
セグメント利益又は損失（△）	1,746	163	△6	1,903	△0	1,903
セグメント資産	1,084,948	12,147	2,828	1,099,925	△3,752	1,096,172
セグメント負債	1,015,871	8,340	1,742	1,025,954	△3,434	1,022,519
その他の項目						
減価償却費	931	57	3	992	13	1,006
資金運用収益	13,990	19	38	14,047	△25	14,021
資金調達費用	477	54	0	532	△24	507
特別利益	—	—	—	—	—	—
特別損失	245	—	—	245	—	245
（減損損失）	200	—	—	200	—	200
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	817	0	15	834	24	858

（注）１．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

２．調整額は、次のとおりであります。

- （１）セグメント利益又は損失（△）の調整額△０百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
- （２）セグメント資産の調整額△3,752百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （３）セグメント負債の調整額△3,434百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （４）減価償却費の調整額13百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
- （５）資金運用収益の調整額△25百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （６）資金調達費用の調整額△24百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （７）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額24百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。

３．セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,681	4,771	5,081	3,017	23,551

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,345	4,839	5,497	2,503	23,185

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
減損損失	211	—	—	211	—	211

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
減損損失	200	—	—	200	—	200

【報告セグメントごとの負ののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業		
当期償却額	—	17	—	—	17
当期末残高	—	119	—	—	119

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業		
当期償却額	—	17	—	—	17
当期末残高	—	102	—	—	102

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	岩崎文明	—	—	当行監査役	0.03	資金の貸出 利息の受取	資金の貸出 利息の受取	△4 1	貸出金	50
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 ブライト (注2)	高知県 高知市	1	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸 借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借 料支払 (注3)	△2 0 1	貸出金 (注4)	11
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社 シーアール エフ (注2)	高知県 高知市	3	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸 借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借 料支払 (注3)	△3 0 4	貸出金	8

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 貸出金の取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。
(注2) 監査役岩崎文明の近親者が議決権の100%を直接保有しております。
(注3) 土地の賃借料は、近隣の賃貸条件を勘案したうえで協議し、賃貸借契約を締結しております。
(注4) 監査役岩崎文明が連帯保証契約を締結しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	岩崎文明	—	—	当行監査役	0.04	資金の貸出 利息の受取	資金の貸出 利息の受取	△4 1	貸出金	46
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 ブライト (注2)	高知県 高知市	1	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸 借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借 料支払 (注3)	△2 0 5	貸出金 (注4)	9
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社 シーアール エフ (注2)	高知県 高知市	3	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸 借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借 料支払 (注3)	△4 0 0	貸出金	4

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 貸出金の取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。
- (注2) 監査役岩崎文明の近親者が議決権の100%を直接保有しております。
- (注3) 土地の賃借料は、近隣の賃貸条件を勘案したうえで協議し、賃貸借契約を締結しております。
- (注4) 監査役岩崎文明が連帯保証契約を締結しております。

- (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	5,521円73銭	5,492円97銭
1株当たり当期純利益	154円30銭	77円02銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	80円02銭	38円49銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
1株当たり純資産額			
純資産の部の合計額	百万円	73,867	73,653
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	18,004	18,088
(うち新株予約権)	百万円	38	38
(うち非支配株主持分)	百万円	2,855	2,938
(うち優先株式)	百万円	15,000	15,000
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	110	111
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	55,863	55,564
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	10,116	10,115

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,747	964
普通株主に帰属しない金額	百万円	184	185
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	110	111
うち中間優先配当額	百万円	73	74
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,563	779
普通株式の期中平均株式数	千株	10,134	10,116
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	184	185
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	110	111
うち中間優先配当額	百万円	73	74
普通株式増加数	千株	11,709	14,939
うち優先株式	千株	11,670	14,901
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) 3. 平成29年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。

「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定して算出しております。

4. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式総数から控除する自己株式に含めております。

「1株当たり純資産額」の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度における株式数は45千株（前連結会計年度は45千株）であります。

また、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において45千株（前連結会計年度は27千株）であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	77,982	60,117	0.05	—
借入金	77,982	60,117	0.05	平成31年4月～ 令和10年4月
1年以内に返済予定のリース債務	38	20	—	—
リース債務（1年以内に返済予定 のものを除く。）	46	46	—	令和2年2月～ 令和7年4月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、「平均利率」の記載をしております。

2. 借入金のうち日本銀行からの借入金54,500百万円は無利息であります。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金 (百万円)	9,146	27,491	15,241	7,686	282
リース債務 (百万円)	20	19	18	2	2

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、コマーシャル・ペーパーの発行については、該当ありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	6,008	11,908	17,426	23,185
税金等調整前四半期(当期)純 利益金額(百万円)	980	1,073	1,548	1,658
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万円)	662	575	918	964
1株当たり四半期(当期)純利 益金額	65円52銭	49円52銭	83円46銭	77円02銭

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又 は1株当たり四半期純損失金額 (△)	65円52銭	△15円99銭	33円93銭	△6円43銭

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年 3 月31日)	当事業年度 (平成31年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	76,578	66,211
現金	13,420	13,658
預け金	※ 7 63,158	※ 7 52,553
金銭の信託	1,069	1,069
有価証券	※ 7 314,468	※ 7 304,272
国債	80,078	52,294
地方債	10,387	10,692
社債	※10 120,649	※10 120,726
株式	※ 1 18,411	※ 1 17,146
その他の証券	※ 1 84,942	※ 1 103,412
貸出金	※ 2, ※ 3, ※ 4, ※ 5, ※11 695,143	※ 2, ※ 3, ※ 4, ※ 5, ※11 698,420
割引手形	※ 6 6,871	※ 6 6,211
手形貸付	26,786	26,234
証書貸付	568,273	571,139
当座貸越	※ 8 93,212	※ 8 94,834
外国為替	1,019	1,101
外国他店預け	825	478
取立外国為替	193	623
その他資産	8,326	7,743
前払費用	60	61
未収収益	1,007	940
金融派生商品	346	11
その他の資産	※ 7 6,911	※ 7 6,729
有形固定資産	※ 9 16,279	※ 9 16,003
建物	4,507	4,564
土地	10,556	10,346
リース資産	48	35
建設仮勘定	109	7
その他の有形固定資産	1,057	1,049
無形固定資産	527	359
ソフトウェア	385	309
ソフトウェア仮勘定	7	7
その他の無形固定資産	135	42
支払承諾見返	1,579	1,699
貸倒引当金	△11,186	△11,667
資産の部合計	1,103,805	1,085,214

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
預金	※7 920,766	※7 902,030
当座預金	53,452	41,426
普通預金	342,571	362,282
貯蓄預金	9,347	9,391
通知預金	1,989	1,204
定期預金	502,638	476,068
定期積金	7,134	7,294
その他の預金	3,632	4,362
譲渡性預金	30,000	48,670
コールマネー	—	221
借入金	※7 73,411	※7 55,559
借入金	73,411	55,559
外国為替	—	5
未払外国為替	—	5
その他負債	2,457	2,335
未払法人税等	202	541
未払費用	1,238	653
前受収益	339	354
給付補填備金	1	1
金融派生商品	30	179
リース債務	52	38
その他の負債	591	565
賞与引当金	376	364
退職給付引当金	3,298	3,180
睡眠預金払戻損失引当金	204	222
株式報酬引当金	11	22
繰延税金負債	797	407
再評価に係る繰延税金負債	1,753	1,706
支払承諾	1,579	1,699
負債の部合計	1,034,656	1,016,427
純資産の部		
資本金	19,544	19,544
資本剰余金	16,702	16,702
資本準備金	11,751	11,751
その他資本剰余金	4,951	4,951
利益剰余金	22,707	23,277
利益準備金	836	924
その他利益剰余金	21,870	22,352
圧縮記帳積立金	237	237
繰越利益剰余金	21,632	22,114
自己株式	△187	△188
株主資本合計	58,765	59,334
その他有価証券評価差額金	6,671	5,847
土地再評価差額金	3,674	3,566
評価・換算差額等合計	10,345	9,413
新株予約権	38	38
純資産の部合計	69,149	68,786
負債及び純資産の部合計	1,103,805	1,085,214

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月 31 日)
経常収益	18,123	17,311
資金運用収益	15,068	13,985
貸出金利息	10,668	10,333
有価証券利息配当金	4,344	3,595
コールローン利息	0	0
預け金利息	42	40
その他の受入利息	12	14
役務取引等収益	1,960	1,775
受入為替手数料	613	615
その他の役務収益	1,346	1,159
その他業務収益	250	612
商品有価証券売買益	3	4
国債等債券売却益	233	581
国債等債券償還益	6	8
金融派生商品収益	7	4
その他の業務収益	—	14
その他経常収益	844	937
貸倒引当金戻入益	256	—
償却債権取立益	99	63
株式等売却益	164	629
金銭の信託運用益	166	47
その他の経常収益	158	196
経常費用	15,427	15,591
資金調達費用	766	477
預金利息	754	460
譲渡性預金利息	4	7
コールマネー利息	0	4
債券貸借取引支払利息	5	1
借用金利息	1	1
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,575	1,635
支払為替手数料	107	108
その他の役務費用	1,467	1,527
その他業務費用	779	436
外国為替売買損	267	404
国債等債券売却損	60	0
国債等債券償還損	247	16
国債等債券償却	203	13
営業経費	※1 12,082	※1 11,741
その他経常費用	224	1,300
貸倒引当金繰入額	—	616
貸出金償却	146	446
株式等償却	15	117
その他の経常費用	62	119
経常利益	2,695	1,719
特別利益	25	—
固定資産処分益	25	—
特別損失	259	245
固定資産処分損	47	44
減損損失	211	200
税引前当期純利益	2,461	1,474
法人税、住民税及び事業税	570	702
法人税等調整額	241	△128
法人税等合計	812	573
当期純利益	1,648	900

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金	利益剰余 金合計			
						圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	19,544	11,751	4,955	16,706	748	237	20,519	21,505	△143	57,613
当期変動額										
剰余金の配当					88		△531	△443		△443
当期純利益							1,648	1,648		1,648
自己株式の取得									△60	△60
自己株式の処分			△4	△4					15	11
土地再評価差額金の取崩							△3	△3		△3
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	△4	△4	88	－	1,112	1,201	△44	1,152
当期末残高	19,544	11,751	4,951	16,702	836	237	21,632	22,707	△187	58,765

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,189	3,670	9,859	49	67,522
当期変動額					
剰余金の配当					△443
当期純利益					1,648
自己株式の取得					△60
自己株式の処分					11
土地再評価差額金の取崩					△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	482	3	486	△11	475
当期変動額合計	482	3	486	△11	1,627
当期末残高	6,671	3,674	10,345	38	69,149

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	19,544	11,751	4,951	16,702	836	237	21,632	22,707	△187	58,765
当期変動額										
剰余金の配当					87		△526	△438		△438
当期純利益							900	900		900
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			－	－					－	－
土地再評価差額金の取崩							107	107		107
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	87	－	482	570	△1	568
当期末残高	19,544	11,751	4,951	16,702	924	237	22,114	23,277	△188	59,334

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,671	3,674	10,345	38	69,149
当期変動額					
剰余金の配当					△438
当期純利益					900
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					－
土地再評価差額金の取崩					107
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△824	△107	△931	－	△931
当期変動額合計	△824	△107	△931	－	△363
当期末残高	5,847	3,566	9,413	38	68,786

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：39年～50年

その他：5年～10年

- (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,582百万円（前事業年度末は2,377百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、当行の取締役（社外取締役を除く）への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は当事業年度の費用に計上しております。

（追加情報）

（取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入）

当行は、平成30年3月期より、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は55,800千円、株式数は45千株であります。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式及び出資金の総額

	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当事業年度 (平成31年 3月31日)
株式	318百万円	318百万円
組合出資金	572百万円	561百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当事業年度 (平成31年 3月31日)
破綻先債権額	302百万円	449百万円
延滞債権額	27,407百万円	27,291百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当事業年度 (平成31年 3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,423百万円	1,450百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当事業年度 (平成31年 3月31日)
合計額	29,133百万円	29,191百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当事業年度 (平成31年 3月31日)
	6,871百万円	6,211百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	86,395百万円	85,917百万円
担保資産に対応する債務		
預金	405百万円	430百万円
借用金	72,600百万円	54,500百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
有価証券	5,084百万円	2,029百万円
預け金	18百万円	18百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
敷金保証金	185百万円	185百万円
中央清算機関差入証拠金	4,888百万円	5,000百万円
その他の保証金	1,022百万円	1,022百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
融資未実行残高	182,930百万円	185,438百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消し可能なもの)	181,409百万円	184,898百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
圧縮記帳額 (当該事業年度の圧縮記帳額)	850百万円 (一)	850百万円 (一)

※10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
11,090百万円	11,410百万円

※11. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
50百万円	46百万円

(損益計算書関係)

※1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
給料・手当	6,130百万円	5,936百万円

(有価証券関係)

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
子会社株式及び出資金	890	880
関連会社株式及び出資金	—	—
合計	890	880

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成31年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,747百万円	4,062百万円
退職給付引当金	1,004	968
その他有価証券評価差額金	638	831
固定資産の減損損失	375	389
有価証券評価損	257	173
賞与引当金	114	110
繰延資産	115	104
減価償却	24	11
その他	395	405
繰延税金資産小計	6,672	7,057
評価性引当額	△3,879	△3,991
繰延税金資産合計	2,792	3,066
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,486	△3,369
固定資産圧縮積立金	△104	△104
繰延税金負債合計	△3,590	△3,474
繰延税金資産 (△は負債) の純額	△797百万円	△407百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年 3 月31日)	当事業年度 (平成31年 3 月31日)
法定実効税率	30.69%	30.45%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.67	1.04
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.00	△1.90
住民税均等割等	1.01	1.69
評価性引当額	2.35	7.53
その他	△0.71	0.10
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.01%	38.91%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	12,778	355	354 (12)	12,779	8,214	234	4,564
土地	10,556	—	210 (158)	10,346	—	—	10,346
	[5,376]	[—]	[168]	[5,207]			
リース資産	78	—	7	71	35	13	35
建設仮勘定	109	241	343	7	—	—	7
その他の有形固定資産	4,786	643	405 (29)	5,024	3,974	449	1,049
	[51]	[13]	[—]	[65]			
有形固定資産計	28,309	1,240	1,321 (200)	28,228	12,225	697	16,003
	[5,427]	[13]	[168]	[5,272]			
無形固定資産							
ソフトウェア	1,606	61	15	1,652	1,342	136	309
ソフトウェア仮勘定	7	12	12	7	—	—	7
その他の無形固定資産	1,297	0	—	1,298	1,255	93	42
無形固定資産計	2,912	73	28	2,957	2,598	230	359

(注) 1. 当期減少額欄における () 内は減損損失の計上額(内書き)であります。

2. 当期首残高欄及び当期末残高欄における [] 内は、土地再評価差額(繰延税金負債控除前)の残高であります。また、当期増加額欄における [] 内は、科目の振替によるものであり、当期減少額欄における [] 内は、土地の売却、減損損失の計上及び科目の振替によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	11,186	11,667	135	11,050	11,667
一般貸倒引当金	1,293	1,443	—	1,293	1,443
個別貸倒引当金	9,892	10,223	135	9,756	10,223
うち非居住者向け債権	558	590	—	558	590
賞与引当金	376	364	376	—	364
睡眠預金払戻損失引当金	204	51	33	—	222
株式報酬引当金	11	11	—	—	22
計	11,779	12,094	545	11,050	12,277

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

うち非居住者向け債権分・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	202	760	420	—	541
未払法人税等	49	424	116	—	356
未払事業税	153	336	304	—	184

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取及び買増手数料	(特別口座) 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 _____ 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び高知市において発行する高知新聞に掲載して行う。 公告掲載URLは次のとおり。 http://www.kochi-bank.co.jp/
株主に対する特典	ありません。

(注) 単元未満株主の権利

当銀行の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 法令により、定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第138期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日） 平成30年6月27日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成30年6月27日 関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第139期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日） 平成30年8月10日 関東財務局長に提出

第139期第2四半期（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日） 平成30年11月19日 関東財務局長に提出

第139期第3四半期（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日） 平成31年2月12日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成30年6月29日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づいて提出した臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和元年 6 月 25 日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 脇田 勝裕 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之 印
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社の平成31年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社高知銀行の平成31年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社高知銀行が平成31年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は当行（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年6月25日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 脇田 勝裕 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第139期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は当行（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年6月26日
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 森下 勝彦
【最高財務責任者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
	株式会社高知銀行松山支店 (愛媛県松山市南堀端町5番地5)
	株式会社高知銀行東京支店 (東京都千代田区岩本町3丁目10番7号)
	株式会社高知銀行徳島支店 (徳島県徳島市東船場町2丁目32番地)
	株式会社高知銀行大阪支店 (大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号)
	株式会社高知銀行高松支店 (香川県高松市築地町16番17)

(注) 徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取森下勝彦は、当行の第139期（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年6月26日
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 森下 勝彦
【最高財務責任者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
	株式会社高知銀行松山支店 (愛媛県松山市南堀端町5番地5)
	株式会社高知銀行東京支店 (東京都千代田区岩本町3丁目10番7号)
	株式会社高知銀行徳島支店 (徳島県徳島市東船場町2丁目32番地)
	株式会社高知銀行大阪支店 (大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号)
	株式会社高知銀行高松支店 (香川県高松市築地町16番17)

(注) 徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取森下勝彦は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成31年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社である株式会社高銀ビジネス及びこうぎん地域協働投資事業有限責任組合については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の経常収益の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結経常収益の概ね3分の2に達している事業拠点として当行を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし

5 【特記事項】

該当事項なし